

平成31年第1回那須塩原市議会定例会

議事日程（第4号）

平成31年2月27日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 3 番 田村正宏議員
1. 持続可能な開発目標（SDGs）の市政運営への反映について
- 18 番 高久好一議員
1. 市長の政治姿勢について
 2. 保育行政について
 3. 介護保険について
 4. 国民健康保険について
- 4 番 星野健二議員
1. 生活困窮者の支援について
- 8 番 星 宏子議員
1. 発達支援システムについて
 2. 保育施設等に関する今後の取組について
 3. 持続可能な開発目標（SDGs）アクションプラン実施へ向けて

出席議員（25名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	17番	眞壁俊郎	議員
18番	高久好一	議員	19番	相馬義一	議員
20番	齋藤寿一	議員	21番	君島一郎	議員
22番	玉野宏	議員	23番	金子哲也	議員
24番	吉成伸一	議員	25番	山本はるひ	議員
26番	中村芳隆	議員			

欠席議員（1名）

16番	伊藤豊美	議員
-----	------	----

説明のために出席した者の職氏名

副市長	片桐計幸	教育長	大宮司敏夫
企画部長	藤田一彦	企画政策課長	松本仁一
総務部長	山田隆	総務課長	田代宰士
財政課長	田野実	生活環境部長	鹿野伸二
環境管理課長	五十嵐岳夫	保健福祉部長	田代正行
社会福祉課長	板橋信行	子ども未来部	富山芳男
子育て支援課長	相馬智子	産業観光部長	小出浩美
農務畜産課長	八木沢信憲	建設部長	稲見一美
都市計画課長	大木基	上下水道部長	磯真
水道課長	黄木伸一	教育部長	小泉聖一
教育総務課長	平井克巳	会計管理者	高久幸代
選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	増田健造	農業委員会事務局長	久留生利美

西那須野 後藤 修
支所長

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石塚 昌章

議事課長 小平 裕二

議事調査係長 関根 達弥

議事調査係 鎌田 栄治

議事調査係 室井 良文

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（君島一郎議員） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は25名であります。
16番、伊藤豊美議員から欠席する旨の届け出があります。

◎議事日程の報告

- 議長（君島一郎議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

- 議長（君島一郎議員） 日程第1、市政一般質問を行います。
質問通告者に対し順次発言を許します。

◇ 田村正宏 議員

- 議長（君島一郎議員） 初めに、3番、田村正宏議員。
○3番（田村正宏議員） 皆さん、おはようございます。
議席番号3番、公明クラブ、田村正宏、通告に従いまして市政一般質問をさせていただきます。
持続可能な開発目標（SDGs）の市政運営への反映について。
近年、国内外で自治体、民間企業を問わず、その取り組みがブーム的に加速しているSDGsは、

自治体が目指す住みやすいまちづくりや住民福祉の向上など、自治体が手がける諸施策と密接に絡んでいます。

SDGsを推進していく上で地方自治体に求められる役割について、内閣総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が決定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、「SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取り組みを推進することが不可欠である。この観点から、各地方自治体に各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することを奨励しつつ、関係府省庁の施策等も通じ関係するステークホルダーとの連携の強化等、SDGs達成に向けた取り組みを推進する」と記されており、本市においても、今後より一層SDGsを意識した市政運営が必要ではないでしょうか。

そこで、持続可能な多様性と包摂性のある社会実現のために他分野にわたる課題を網羅したSDGsですが、基本理念である「誰ひとり取り残さない」社会構築のため、以下の事柄についてお伺いします。

- (1)地域福祉に欠かせない人的インフラである民生委員児童委員の現状と課題について。
 - (2)児童虐待防止対策及び社会的養育に関する現状と課題及び取り組みについて。
 - (3)本市の消費生活センターの体制と活動状況について。
 - (4)高齢者に関する消費者被害の現状と被害防止に向けた取り組みについて。
 - (5)健康寿命延伸に関する取り組みの現状と課題について。
- 以上、よろしく申し上げます。

- 議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員の質

問に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） おはようございます。

1の持続可能な開発目標（SDGs）の市政運営への反映について、順次お答えをいたします。

初めに、(1)の民生委員児童委員の現状と課題についてお答えをいたします。

本市の民生委員児童委員の現状につきましては、209人の委員が地域住民が抱える悩みや心配事の相談を受け、必要に応じて専門機関や福祉サービスの情報を提供するなど地域住民の身近な相談相手であるとともに、必要な支援へのつなぎ役として活動しております。

課題につきましては、急速に進む少子高齢化、核家族化及び地域社会における人間関係の希薄化などによって市民の福祉ニーズが多様化していることから、委員の負担が増加していることとなります。

次に、(2)の児童虐待防止対策及び社会的養育に関する現状と課題及び取り組みについてお答えをいたします。

児童虐待防止対策のうち、発生予防といたしましては、健康増進課と連携した家庭訪問の実施や乳幼児健康診査等での観察、子どもが在籍する保育園等におけるモニタリング及び養育環境の把握に努め、さらに養育支援や相談支援等を行っております。また早期発見、早期対応といたしましては、虐待の通告を子ども・子育て総合センターが一元的に集約し、虐待の事実確認等対応ができる体制を整えているところであります。さらに、広報なすしおばらで特集を組むなど、市民への虐待防止に向けた啓発を行っております。

虐待防止の対応では、子どもへの支援にとどまらず、保護者を含めたその家族ごと支える視点が不可欠であるとともに、担当職員及び関係機関が

組織としてさらなる専門性を高めることが課題だと考えております。

続きまして、社会的養育に関する現状と課題及び取り組みについてお答えをいたします。

全ての子どもの育ちを保障する観点から平成28年に改正された児童福祉法では、子どもが権利の主体であることを明確にするとともに家庭養育優先の理念を規定し、より家庭に近い養育を推進しております。

そのため、本市では養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、要支援児童放課後応援事業などの養育支援を実施しており、今後も、事業の拡充を図ってまいります。受け入れ事業者が少ないことなどが課題であると考えております。

次に、(3)の本市の消費生活センターの体制と活動状況についてお答えをいたします。

消費生活センターは、祝日等を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで開設しており、専門的知識を持つ消費生活相談員4名が相談業務に当たっております。

活動状況につきましては、消費者と事業者間のトラブル相談に応じ消費者が自主解決できるように助言、あっせんを行う相談事業のほか、出前講座、市広報紙への消費者トラブル事例の紹介など啓発事業を実施しております。

次に、(4)の高齢者に関する消費者被害の現状と被害防止に向けた取り組みについてお答えをいたします。

本市のオレオレ詐欺などの特殊詐欺の被害件数は、栃木県警の統計によりますと、平成29年が6件、うち65歳以上の高齢者の被害件数は5件、平成30年は、暫定値でございますが、6件、うち高齢者の件数は3件となっております。

被害防止に向けた取り組みにつきましては、特殊詐欺撃退機器対応事業や高齢者学級への訪問啓

発、消費者だよりの発行などによる情報提供を実施しております。

最後に、(5)の健康寿命延伸に関する取り組みの現状と課題についてお答えをいたします。

健康寿命延伸に関する取り組みの現状につきましては、「健康で暮らし生き生き元気な市民」を基本理念に3つの基本目標を掲げ取り組んでおります。

1つ目の基本目標「生活習慣病の発症予防と重症化予防」につきましては、「働く世代の健康づくり」として、がん検診と特定健康診査を実施しております。

2つ目の基本目標「生涯を通じての健康づくりの実践」につきましては、「世代ごとの健康づくり」として、子ども期における健康的な生活習慣の基本を身につけるための事業と高齢者における健康の増進や生活習慣病の重症化予防のための事業を実施しております。

3つ目の基本目標「健康的な生活習慣の定着」につきましては、「全ての世代に向けた健康づくり」として、栄養・食習慣、身体活動・運動、歯・口腔の健康などに関する事業に取り組んでおります。

課題につきましては、各種検診の受診率向上を目指すことと若い世代や働く世代の健診受診や生活習慣の改善等に取り組む人をふやすことであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） まず、SDG sについて少しだけ補足をさせていただきますと、ことしの6月に日本で初めてG20サミットというのが開催をされます。それを受けて9月の国連総会で、これも初めてだそうですけれども、SDG s 首脳級会合というのが開かれます。そこで、G20の議長

国という立場で安倍総理が世界中に向けてSDG s についての取り組みであったり意気込みを発信することになっています。これは、安倍総理にとってみると非常な晴れ舞台になるんだろうなというふうに今言われております。

そういう事情もあって、今、日本では国が先頭になって官民挙げてSDG s に対して取り組みを推進しているという現状があります。特に、民間企業、特に上場企業は2015年にSDG s ができてから、今に始まった話ではなくて、それ以降じわじわと進んでいる話なんです、いわゆる自分の会社はいかにSDG s にコミットしているよということを宣言する会社が競い合うように今出てきています。

これには理由があって、世界中にいわゆる巨額の資金を運用するファンドが幾つかあります。たくさんあるんです、政府系ファンドも含めて。そういったファンドであったり、機関投資家、こういうところが銘柄を選択する際にSDG s にコミットした会社でないと選択肢に入らないんです、買わないんです。そういう事情があって、企業にとってみるとこれはもう死活問題ですから、あと採用にも影響してきているということで、今は大企業に限らず中小企業までもがSDG s ということで競い合うようにいろんな形で発信をしている。今後もますますそれは続くんだろうなというふうに思います。

官はどうかというと、先日、横浜で神奈川県が主催する「SDG s 全国フォーラム2019」という会合がありました。そのときに93の参加自治体の総意で「SDG s 日本モデル宣言」というのが採択をされて、発表をされています。どんな宣言かということ、ちょっと短いので紹介しますと、私たち自治体は、人口減少・超高齢化など社会的課題の解決と持続可能な地域づくりに向けて、企業・

団体、学校・研究機関、住民などとの官民連携を進め、日本の「SDGsモデル」を世界に発信しますという宣言を発表しました。その93自治体の中には、残念ながら那須塩原市は入っていませんけれども、栃木県は入っています。

そもそも自治体の仕事というのは、SDGsと非常に親和性が高いわけですので、そんな宣言するしないにかかわらずどの自治体もSDGsに関しては進めている、見方によれば。ただ、その関与とか感度の差に非常に濃淡があるというのが、今の現状なんだと思います。ただ、そもそも目的は決してそういうSDGsに対しての発信をすることではなくて、その先にあるSDGsの基本理念である「誰ひとり置き去りにしない」という理念を行政に反映させたときに間違いなく自治体の使命である住民福祉の向上につながるということだと思いますので、そこを念頭に置いた観点から、順次再質問をさせていただきます。

地域福祉に欠かせない人的インフラである民生委員児童委員の現状と課題についてですが、民生委員の本市における定数及び委嘱数、充足率、委員の年齢構成等がわかればお聞きをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、民生委員の定数等について説明をさせていただきます。

まず、本市の定数につきましては212名でございます。委嘱されておりますのが209名でございます。充足率につきましては98.6%ということで、年齢構成につきましては、民生委員さん209名の方がおりますが、44歳から78歳までということで、その年齢構成につきましては40代が4名、50代が21名、60代が101名、70代が83名ということで、おおむね60代、70代でほぼ9割の方がやっていたというようになってございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） それでは、その民生委員さんの方1人当たりの担当世帯数、あと最低と最高といった数値があればお聞きいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、担当世帯数について説明をさせていただきます。

国が示します基準では、10万人以上の市の場合はお1人当たりおおむね170から360というのが基準となっておりまして、本市におきましては一番少ない地区が84世帯、一番多いところが西那須野下永田なんですけど、こちらが442世帯ということで、少ないところが塩原温泉街にあります畑下という地区が84世帯ということでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 今、84が最低で、最高が442ということですけども、同じ業務をしながらこの格差というのはとてもこれはちょっと5倍も担当しているということは1人で442世帯を担当できるのかなという感じがします。本当に業務を遂行しようとしたら過労死してしまうぐらいの世帯を背負っているのではないかというふうに思われますけれども、これは明らかにどう考えても不条理というか、そういう状態だと思うので、人数をふやすとか地区割をすとか、そういった検討をするべきだと思いますが、そういった検討はされているのか、もしくは今後する予定があるのかについてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。
保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 格差について検討しているのかということですが、今のところ特には検討はしていないということなんですけど、こちらのほうにつきましては、民生委員さんとの

今後話し合いをして、最終的には県のほうと協議をしないといけないということなんです、確かにご指摘のとおり、442世帯ということですので、今後民生委員さんに意見を聞くなり、そういった検討をしていきたいということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員）そこはぜひ、早目に検討をして改善をしていただきたいというふうに思います。

それとあと、民生委員さんの仕事というのは、特に曜日も、夜間であったりも関係なくいろんな相談事が舞い込んでくるんだと思いますが、夜間や休日に支援要請に対応する仕組みというものがあるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行）夜間等の対応の仕組みということですが、現在のところ特にございません。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員）これは、ほかの市町の例ですけれども、大分市なんです、ここは夜間や休日でも常にいわゆる行政のほうに民生委員担当の担当者という人を11課に課長補佐級以上の16名を配置していると。その16名の住所と電話番号を民生委員さんに公開して、いつでも電話してくださいねということで、民生委員さんにしてみると非常に安心感につながるというか、いつでも相談できるというようなことを導入している市があります。なんで課長補佐級かという、いわゆる意思判断が早いというか、すぐ判断が出るので課長補佐級の方ということで担当を決めているそうです。

こういった取り組みは、当然すぐにはできない

んでしょうけれども、今後検討してみたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行）大分の例について、今後、やはり民生委員さんのご意見を聞きながら研究検討をしていきたいということでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員）わかりました。

それでは次に、民生委員さんに対する個人情報の提供状況を、これは自治体によってさまざまのようですが、本市が提供している個人情報の情報の種類と項目、また、その情報管理について、あと本人の同意なしに個人情報を提供する必要があると思いますけれども、そのあたりに関しての考えをお聞かせください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行）それでは、民生委員さんに提供しております個人情報等の点について説明をさせていただきます。

まず、民生委員さんに渡しております個人情報、今のところ2個ございます。

まず1点目は、65歳以上の全員の方の高齢者台帳ということで、内容につきましては、住所、氏名、年齢、性別、世帯構成とタクシー券の配布しているか配布していないかというようなものを記載した台帳を渡しております。

2点目につきましては、避難行動要支援者同意者名簿ということで渡しております、内容については、同じように住所、氏名、年齢、性別、あと障害の有無と要介護の有無などが書いてございます。

これらの個人情報の管理については、当然厳密にさせていただかなくてはならないということで、

民生委員法第15条にきちんと情報の秘密は管理しなさいという規定がありますので、この規定に沿ってきちんと管理をしてくださいというようなことをお願いしているところでございます。

それと、個人情報をも本人の同意なしに共有する必要性について説明をさせていただきますと、まず民生委員さんの職務というものは、地域の生活に困った方とか生活弱者の方の見守りをして相談を受けて行政につなぐというようなものが主な職務であります。この職務を果たすためにはこういった方々の情報がないと素早く迅速に対応ができないということでもありますので、こういった方々の情報は必要だということで提供をしているわけですが、ただ、法的に1点ちょっと問題がございます。個人情報保護条例との関係になってきますが、民生委員さんの立場というのが市の非常勤特別職であればすんなり渡せるんですが、立場上、県の非常勤特別職という取り扱いになっておりまして、機関が市と県で違いますので、ちょっとここら辺の壁がありましてスムーズにすっと渡せないんですが、個人情報保護条例の中に、他の地方公共団体やその他の公共的団体が相当の理由があれば渡せるよという項目がございます。先ほど、民生委員さんは生活弱者の見守りをするということでこの人たちの情報が欠かせないという理由がございますので、これが相当の理由ということで、民生委員さんに個人情報をお渡ししているということでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） いろいろ調べると、というか国のスタンスはいわゆる個人情報、同意を得ていなくても提供してもいいという流れに今なっているみたいなんです。やはり現場の声を、私も何人かの民生委員さんに今回いろいろ話を聞きま

したけれども、個人情報が壁になっていてちょっと先に進めないというケースがよくあるというようなことも耳にします。やはり地域のそういった福祉の向上を考えたときには余りしゃくし定規に考えないで柔軟に対応していい場合があるかと思っておりますので、その辺は今後ちょっと考えていただければと思います。

あと、民生委員さんには、いわゆる国からの活動費がわずかではあります。支給はされているかと思っておりますが、その活動費以外に市として支援をする考えがあるのかどうかについてお聞きをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、市としての支援ということについて説明をさせていただきます。

現在、市としましては、民生委員さんが集まっている団体、名称を言いますと民生委員児童委員協議会連合会というものがございます。ここに毎年500万円の活動費ということで支出をしております。主な使い道としては、研修会費だったりとか、あとは民生委員さんが出張したりするときの旅費等、あと国に納める負担金と地区の活動費ということで使っていただいております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 実際個人に渡る活動費というのは月何千円という程度のレベルの金額ではないかと思っておりますけれども、これも大分市の例なんです。大分市の場合は民生委員さん1人当たり年額15万円を市の予算で支給をしているなんということも、自治体としてある話なんですけれども、当然、これはなかなかすぐにはできない話ですが、そういった自治体もあるということ踏まえて、今後検討していただければと思います。

それと、最後になりますが、これは兵庫県なんです、兵庫県は県内の全市町村の民生委員さん1人当たり2人の協力員というのを設置している、補佐する役割ですね。それが非常に有効に機能をしているそうです。実際、県内では9,000人ぐらいの民生委員さんがいるんですけれども、1万5,000人ぐらいの補佐的な役割を担う方がいて、将来はそういった方がそのまま民生委員さんになるとかいった連携も進んでいるようなんですけれども、できれば、先ほど聞いたように何百世帯も1人で抱えているようなところは特にそうなんでしょうけれども、そういった仕組みを導入する必要もあるのではないかと思います、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、協力員というものについてどう考えるかということについてお答えいたします。

協力員につきましては、実際の民生委員さんが209名いるんですが、なかなか民生委員さんを探すのも非常に大変な中、また協力員というのも非常に探すのは難しいのかなという気はしているのですが、確かに負担も違うところもございますので、また民生委員さんのご意見を聞いたりとか、あとは先進事例をちょっと研究してみたりとかして、今後研究をしていきたいということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） わかりました。

ぜひ、誰ひとり取り残されることがないように体制を築くということが大切だと思いますので、さまざまありますが、ぜひ前向きに検討して、できることからしていただければというふうに思います。

次に、(2)児童虐待防止対策、社会的養育の推進についての再質問をさせていただきます。

昨年を目黒の悲惨な事件を受けて、政府が児童虐待防止緊急総合対策というのを発表しました。ことしああいう野田のとても悲惨な事件を受けて、またさらに緊急対策というのが発表されるようですけれども、年間80人の子どもが虐待によって死亡しているという現状の中で、やはりこれは構造的な問題があるかと思うんですが、日本の場合、そもそも児童相談所の数が人口60万人当たり1カ所ということで、これはほかの先進国と比べると、ドイツは16万人に1カ所あるんだそうです。イギリスは37万人に1カ所で米国は50万人に1カ所ということで施設が圧倒的に不足している。当然職員の数も不足しているんだと思います。

私は先週、栃木の県北の児童相談所にちょっとアポをとって話を聞いてみようと思って行ってきました。非常に、今はこういう時期なので警戒をされましたけれども、いろいろ教えていただいて、こんな業務概要なんていうのをもらって、うち帰って見たら、ここ非常に昨年度の、栃木県内には3カ所の児相がありますが、その状況がつまびらかに、いろんな事細かに書いてあって非常に勉強になったんですけれども。

ちょっと自分なりに分析したら、虐待相談件数というのが出ていて、栃木県全体では平成29年度に児相にかかわった、市からの提供もあったというふうに書いてありますが、虐待相談件数というのは2,214件なんです。県内全体の児童生徒数は15万6,213人なので比率にすると児童に対しての虐待相談件数が1.4%、これが栃木全体の数字で、児相ごとに言うと、中央が1.2、県南が1.5、県北が1.8、県北が多いんです。県北のそれぞれの市町の状況も見て計算してみると、那須塩原市は239件なんです。児童生徒数が9,573人なので比率

が2.5なんです。これは全市町の中でトップなんです、2.5というのは。2番はどこかという大田原だったんです。大田原が2.3で小山が2.2。2%を超えているのはこの3市だけで、県北のほかの、例えば、那須とか矢板とか烏山は1.3とか1とか少ない。宇都宮が1.3、うちと同じ人口の佐野は0.9、一番少ないのは高根沢が0.1という数字なんです。

これを見たときに、果たして那須塩原、大田原に限ってそういったけしからん親がたくさんいるのかっていったら、決してそんなことはないんだと思うんですよ。これは恐らく、自治体はどうかわかりませんが、やはり非常に市民の関心が高い、見て見ぬふりをしない、そういうあらわれがこの数字に出ているのではないのかなと思います。

どういうところからそういった相談が上がりましたかというのでも出ていて、やはり当然、隣近所だとか家族とか、あと学校とか警察とかいろいろあるんですけども、どっちかというとな須塩原の場合は隣近所の方ですとかそういう比率が多いのかなというのが見てとれる数字が載っかっているんですけども、これははっきり言ってなんでかわからないんですけども、この辺はどのようにお考えになりますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 児童の虐待件数がふえていると、那須塩原や大田原市が多いというところでございます。

この件数が多いということにつきましては、一概に悲観的な見方はしていないというところがあります。昨年の10月に、うちのほうでも広報で虐待の特集なんかを組ませていただきました。虐待の通報が多いというのは、やはり周りの監視の目

があるということですので、今までもいろいろな事件等がありますけれども、それも事件が終わってみれば近所の人が、そういえば泣き声かしていたとかそういうようなものはよくここテレビなんかで報道されるかと思います。そういうときに児童相談所のほうに通報があれば、そういうふうな事件も起きなかったということも考えられますので、そういった地域の目で見えていただくということは大変ありがたいことだと思いますし、我々としては今後も虐待については情報提供といえますか、ぜひ何かあったとき、子どもの泣き声等があったときには通告してくださいということで、さらにPRはしていきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） そうですよ、だからそれは非常に我々も市民の代表としてもっともっと関心を持っていかないといけないという部分だと思いますし、本当に市民の関心が高くてこういう数字が出ているということであれば、それは逆にいいことなのでどんどん周りに広げていくべきではないかというふうに思います。

緊急対策で政府が児童福祉士の数を、去年の緊急対策ですけれども、3年後に2,000人ふやしますなんていうふうには言っていますけれども、ただ、今、児童福祉士ってそもそも3,000人ぐらしかいない中で短期間に2,000人ふやすってのは果たして実現可能かっていうと決してそうではなくて、仮にそうだとしたら質が担保されるのかという問題もありますし、今回の野田の事件を受けて前倒しで1,000人、19年度中にふやしますなんていうふうに言っています。当然そういったハードであったり人的なサポートは必要なんだけれども、ただ、それは実際現実的かどうかというとなかなかそうではないので、そうであれば、やはり

より一層市民であったり地域社会で子どもを支えるということがますます必要になってくるかと思えますので、その辺もしっかり念頭に置いた上で今後対応を考えていただければというふうに思いますが、具体的に児童相談所の支援を受けている家庭が転居または転入した際に、転居先、転入元の自治体との情報共有は徹底されているのか、またその数であったり、近年の推移がわかればお聞きをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 転入・転出されたときの対応と、その件数、その推移ということでございます。

転入・転出した場合には、その児童虐待防止対策というものを国から平成30年7月に示されておりますとおおり、転居先の市町村の要保護対策協議会というものがあるんですけれども、そちらのほうに支援を継続できるような情報の提供を図っているといたるところでございますし、必要に応じて児童相談所の同席も行うというふうな規定になっております。また具体的には、直接引き継ぎに向くこともございますけれども、市の持っている情報や相談記録などの写しを送付すると、そして支援の継続をお願いすると。それに先立ちまして、電話等で情報提供を行っているといったところでございます。

あとは、その数でございます。過去3年間の転入・転出の推移を申し上げますと、転入者につきましては、平成27年度が2件、平成28年度が3件、平成29年度が4件、今年度につきましては1月末現在では7件といった、ちょっと増加傾向にございます。あとは、転出した数でございますけれども、平成27年度が2件、28年度は5件、29年度も5件、今年度は7件といった増加傾向にあるとい

った傾向にございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 適切に運用されているんだなというふうに理解をいたします。

それで、児童相談所が保護をして、その後、児童養護施設に入所したり、養子であったり里親に委託された数の、あと推移がおわかりになればお聞きいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） それでは、保護になって件数とか入所件数、里親の件数ということでございます。これにつきましては、市のほうでやっているものではなくて県の児童相談所でやっているところでございますので、そちらの資料のほうでの件数を述べさせていただきたいと思えます。

保護になった件数でございますけれども、西暦でちょっと言わせていただきます。2013年が44件、保護になった件数ですね。2014年が43件、2015年が34件、2016年が39件、2017年が59件でございます。こちらの件数については県北地区全体ということで、申しわけございません。

それと、児童養護施設に入所した件数でございます。2013年はちょっと公表されてございませんでした。2014年が34件、2015年が23件、2016年が15件、2017年が19件、また里親に預けられた件数でございますけれども、2013年が25件、2014年が23件、2015年が25件、2016年が19件、2017年が21件というような状況でございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 特別養子縁組の制度変更が、この間、新聞に出ていましたけれども、対象年齢を6歳から15歳以下までに引き上げるということですので、これは非常にいいことだと思っ

ですが、今後そういう意味では里親とか特別養子縁組に対するニーズというのは高まるというか使い勝手がよくなるので、これに関してはなかなか市民には周知をされて、今までもいろんな里親の制度であったりさまざまなことがされていない嫌いがあるかと思うんですが、そういった制度変更なんかを見据えて、おととい吉成代表もおっしゃっていましたが、明石の事例がありました、里親とかに非常に手厚い施策を講じているところがありますが、本市も専門の窓口であったり相談する窓口を設置をする考えがおありになのかどうかをお聞きいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 里親に関する窓口を設置する考えはあるかというところでございます。

先ほども、ちょっと件数のほうで申し上げましたけれども、今現在、里親制度というのは県のほうでやっている制度でございますので、我々としても申し込みの申請書は窓口等には置いてありますけれども、県のほうでやっているといったところでございますので、改めて特別に窓口を設置するという考えは、申しわけないですけれども、今のところございません。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） わかりました。

それで、これはちょっと情報提供というか、いわゆる「いちはやく」、189番という24時間全国共通ダイヤルがありますが、これは昨年の10月に厚生労働省が入電調査をしたそうです。そしたら、携帯から約8,000件ぐらいがかかってきているんですけれども、1カ月の間ですが、そのうちの半分近く3,455件が、最初に電話をかけると、僕もかけてみたんですけれども、通話料金が発生する

ことを伝える冒頭の音声案内が流れるんです。その途中で切れちゃったというんですよ、3,500件が。

そういった状況を受けて、これは公明党が積極的に働きかけて、この間の国の補正予算で8億円を計上して、一切電話の通話料に関しては無料にするということが決まりましたので、これは多分年度を待たずに準備ができ次第実施しますということです。まだなっていないのですけれども、近いうちに通話料もかかわらなくなるということなので、機会があればこういうのも、当然メディアなんかは報道するかもしれませんが、市民に通知することもしていただければというふうに思います。

次に、乳幼児の健診未受診もしくは未就園、不就学児の把握をしているのかどうか、その数があれば教えていただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、私のほうからは乳幼児健診の未受診者について説明をさせていただきます。

乳幼児健診は4カ月から3歳まで5回実施しておりますが、未受診者につきましては、4カ月の方が昨年度22人未受診者、10カ月が36人、1歳半が5人、2歳が28人、3歳が21人ということでございます。これに対する対策ということでは、健康増進課の保健師が電話なり家庭訪問なりをして全ての方に会って、受けなかった理由と速やかに受けてくださいというような指導はしております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） ということであれば、全員を把握しているというふうに判断をしていいかと思いますが、その前の段階の妊婦健診未受診

者という方がいるのか、把握しているのか、その対応はどうなっているのかについてお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、妊婦健康診査の未受診者ということで説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほどの乳幼児健診というものは市の健康センターでやっておりますので来たか来ないかというのが、すぐ職員がいますのでわかるんですが、こちらの健診につきましては病院に行く健診でございまして、妊娠してから、妊娠通常40週、その間に14回行くことになっているんですが、病院に行っているものですから来ていない方については、病院によっては健康増進課のほうに連絡をくれる、来ていないですよという病院と、連絡をくれるところとくれないところがあるということで、完全にはちょっと把握をし切れていないということなんですが、今後は各病院に、来なかった方についてはしっかり連絡をしてくださいということで徹底はしたいということと考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） それでは、無戸籍者、戸籍のない子どもの把握をしているのか、その対応についてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 田村議員に申し上げますけれども、今の児童虐待防止対策及び社会的養育に関する現状ということなので、戸籍がないという部分につきましては、枠から外れるのではないかと思いますので、当初の通告のほうに戻っていただいて質問をお願いしたいと思います。

3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） そういうことであれば、現状をお話ししますと、今、法務省が把握してい

る、いわゆる無戸籍の子どもというのは日本中に800人ぐらいいるというふうに把握はされているんですけども、実際は、それは氷山の一角で1万人以上いるというふうに言われています。

その原因は、やはり出産時、出生届を出していないから無戸籍になってしまうんですけども、これは質問がちょっと違うのでお聞きしますけれども、いわゆる妊娠をしたときに妊娠届というのを市に提出しますが、これもあれですね、じゃ、これ本市の妊娠届なんです。それで、こっちに明石市の妊娠届があります。本市のは非常にあっさりしていて、簡素化されていて記入する欄が妊婦の氏名、個人番号、生年月日、職業、住所だけなんです。その後選択肢で、過去の分娩回数、性病に関する健康診断の有無、結核に関する健康診断の有無、これだけなんです、記載事項は。

明石のを見ると、これは、当然お母さんの名前、生年月日、職業、当然お父さんの名前、生年月日、職業、本市はお父さんの名前を書く欄もない。住所はもちろんあります。電話が、本市の場合は電話と1行書いてあるだけですけれども、明石は自宅の電話、妊婦の携帯番号、家族の電話番号まで書いてあります。同居家族がいますかいませんか、いる場合はどういった関係性の人ですかと。あと妊婦の診断を受けた施設を書いてください、出産予定施設を書いてください、今までの妊娠・出産はどうでしたかということを書く。あと健康診断を受診していますかとか出産予定日はいつですかということまで書くんです。

それだけではなくて、裏には13項目にわたるアンケートを書いてあって、例えば、妊娠中に異常はありましたかとか、たばこ吸いますかとか、出産した場合は面倒見てくれる人がいますかとかで、一番最後に、今、無戸籍やDVなどの社会問題が取り上げられていますが、今後生活を送る上で何

か不安なことはありますか。その下に、離婚後300日以内に出産した場合や婚姻中に他のパートナーとの子どもを出産した場合、前の夫の子どもとして戸籍がつくられることになりますと。それを避けるために出生届を提出しなければ無戸籍となりますというふうにまで書いてあるんです。子どもが無戸籍になる可能性があるとか、そういった選択肢も出ていて、これは、この2つを比べたときに、例えば、この過去の分娩回数って、本市の場合、「無」、「有」しか書いていなくて、分娩の回数を聞いているのに回数を書く欄がないんです。

だから、これは本当に市民に寄り添った届け出書なのかという、この差は物すごい差があると思うんですけども、これは、例えば改善しようと思えばすぐできることではないかと思うんですが、ぜひ、これはまねしても結構だと思うんですけども、改善する必要があるのではないかと思います。これも聞けないですか。ここは聞きたいところだったんですが、だめ。これはまた別の機会にあれしたいと思いますが、ただ……ちょっと待ってくださいよ……。

〔「議長、答弁させるべきですよ」と言う人あり〕

○3番（田村正宏議員） それで、ま、いいです。

市長の市政運営方針の基本姿勢に、本市の将来を担う子どもたちや子育て世代の方々にも優しいまちというくだりがあるんですけども、これは決して市長の基本方針に沿っていない。言うことだけ言いますけれども、恐らく、だからほかのさまざまな届け出書、行政に対する届け出書もし同じような状況であれば、これはもう調査をして全件的に調査をして改善するべきはするほうがいいのではないかとこのように思います。

じゃ、次の質問、離婚に伴う養育費未払い対策

についてお聞きしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 離婚に伴う養育費の未払いというものでございます。

この養育費でございますけれども、国のほうの調査でいくと、母子家庭の55%、あと父子家庭の78%が養育費についての協議というか、そういうものはしていないというようなデータが出ております。

ただ、やはりうちのほうとしては、そういうふうな養育費についてはきちんと協議をしたほうがいいということで指導なんかをしているところでございます。そのときの未払いの対策ということですけども、それにつきましては養育費の相談支援センターというものがございまして、そういう相談窓口。あとは家庭裁判所とか、相談員さんが相談には乗りますけれども、最終的にはそういった専門的なところでの相談をお願いしているといった実態でございまして。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 今ありましたけれども、日本では養育費の受給率というのは4分の1、24%しかないんだそうです。外国はどうかというと、オーストラリアは行政が相手の居所や勤務先を調べて督促や取り立てを代行して、立てかえをするということで98%のひとり親が養育費を受給できているというような国もあります。

明石がそうなんですけれども、これは去年の11月から始めたんですが、同じような制度で行政が間に入って取り立てて、立てかえるみたいなことを始めています。そういう自治体もあるよということやぜひ頭に置いていただいて、そもそも養育費の取り決めをしている離婚夫婦がどれぐらいいるかということや日本全国で50%もいないということ

なので、ぜひ「子どもの養育に関する合意書」というのが法務省から出ているのがありますが、これは子ども・子育て相談センターのカウンターにあったのかな、だから、これをもらわないことには養育費をその後もらえるはずもないので、もっとこれも、周知されているのかどうかはよくわかりませんが、離婚をする場合にはこれの作成を徹底するのがまず第一歩なのかなと思いますので、その辺もよろしくお伺いいたします。

次の(3)と(4)は、これは共通していますので一括して質問します。

冒頭、副市長の答弁のところで、いわゆるオレオレ詐欺を防止するための機器を貸与していますというお話がありました。これは特殊詐欺撃退機器を無償で貸し出すという事業をしているかと思いますが、これ見ると貸し出し台数が70台なんです。現在、その70台というのは全て貸し出しをされているのか、もしくはまだ余地があるのかについてわかればお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 特殊詐欺撃退機器70台のうち何台が貸し出しをされていて、余裕があるのかということですが、昨日2月26日現在58台を貸し出しておりますので、29年に50台、30年に20台を購入しまして70台確保しておりますけれども、現在の使用状況を見ますと若干の余裕はあるのかなというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） これは非常に有効な手段なので、かなり周知をされてはいるんでしょうけれども、多分知らない人も中にはたくさんいる可能性があるのでは、さらなる周知を進めていただきたいのと、あと、この対象者はいわゆる65歳以上の単身世帯か全員が65歳以上の世帯、日中65歳以

上の方のみになる世帯、これ相当な数があるので、本来であればもっと100台、200台という単位で貸し出しをするぐらいのニーズがあるやっだと思うので、その辺も含めて今後考えていただければと思います。

それとあと、消費者安全法が改正をされて以降、本市の消費生活相談体制というのは強化をされているのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 消費生活センターの強化というところですが、法改正の後、消費生活センターの組織、運営、情報管理、こういったものの基準を条例で定めるようにということが決定されました。

それを受けまして、平成28年4月1日に市の消費生活センター条例の改正を行いまして、センターの機能、それから相談体制を明確化し、相談員の身分を確立したというところで強化を図っているというところでございます。さらには、ハード面において補助金等を活用いたしましてセンターの相談室の防音の工事を進めること、あるいはOA機器の整備、参考図書の購入、あとは相談員の研修への派遣、こういったもので相談員のレベルアップも図っているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 昨年の3月議会の佐藤一則議員の質問で、相談件数が昨年1月末で718件で前年度期比207件増加しましたという答弁がありました。ちょうど今そこから1年経過しているので、その後の推移がおわかりになればお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 相談件数の推移とい

うことですけれども、平成29年度の相談件数は全部で940件、前年度と比較しまして306件ほど増加ということになりました。今年度は1月末現在で799件ということで、昨年お答えした同時期に比べまして81件の増ということになってございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） あと、消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）、いわゆる高齢者の消費者被害防止に特化した地域の見守りのネットワークを構築しなさいというのが国から出ている方針で、5万人以上の市町は平成31年度末までに設置するというふうにされていますけれども、これに対する本市の取り組みはどのようなものかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

生活環境部長。

○生活環境部長（鹿野伸二） 見守りネットワークの構築ということですが、消費者安全確保地域協議会については、本市は現状においては設置をしておりません。全国の状況を見ますと5万人以上の市で協議会を設置している自治体は17%ということで、まだまだ少ない状況なのかなというふうに考えているところでございます。栃木県内で設置している自治体は、今のところないというところでございます。

今後、研究検討を行ってまいりたいと考えておりますけれども、現在、市では法改正を受けまして消費者被害の防止という観点から見守り機関との連携には取り組んでいるというところでございます。具体的には、地域包括支援センターの連絡協議会、それから民生委員児童委員、高齢福祉部会の見守り隊のほうに依頼、それから情報交換をしまして周知を実施しているというところで、消費者被害を疑われる場合には消費者センターのほうへ相談するようということをつないでいた

くというような作業はしているというところでございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 当然だと思います。やはり実際、それを担当する現場の地域においてはさまざまな形で、今もおっしゃっていましたが、いろいろな方がそういった見守りに関しては携わっているわけで、国がつくれって言ったから、じゃ、あえてつくろうかという必要な全くないでしょうし、逆に今のある仕組みを有効に機能させるほうが十分理にかなっているかと思しますので、その辺は他の動向を見ながら考えていただければというふうに思います。

次に、(5)健康寿命延伸についての現状と課題について幾つか再質問をさせていただきます。

本市の実施している健康度アップ事業の内容と利用者数及び推移についてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、本市が実施しております健康度アップ事業について説明をさせていただきます。

この事業につきまして、おおむね6つございます。

1つ目としましては、予防健康教育ということで、具体的には歯周病予防とか生活習慣予防などの事業を行っております。昨年度は322回行いまして7,900人の利用者がございました。推移としましては、その前の年と比べますと、前の年が5,500ということで大幅に伸びているということで、理由につきましては、歯周病予防の参加者がふえたということでございます。

次に、健康づくり教育ということで、具体的には公民館などでの健康づくり教室とか産業文化祭とか巻狩まつりのときにブースを設けて、そ

ここで体力チェックなどをやっているものでございます。これにつきましては45回開きまして4,100人ほどの参加ということで、これは前年度とほぼ同等でございます。

次に、食育教育ということで、こちらにつきましてはがん検診や10カ月健診の際に、その会場に減塩普及のブースを設けまして、食生活改善推進員さんというボランティアの方がいるんですが、その人たちに減塩に関する普及をやっていただいているものでございます。これが昨年度は108回で3,200人ほどで、その前の年と比べて500人ほどふえているということでございます。

4番目としましては、健康相談ということで、具体的には健診の結果の相談会と食生活の相談会を開いてございます。これにつきましては、185回開きまして約1,600人の参加で、ほぼ横ばいということでございます。

5番目には、訪問指導ということで、こちらの訪問指導につきましては、健診結果で悪かった人は健診結果相談会というものに来ていただいて保健師なり栄養士の指導を受けることになるんですが、そういったものに来ない方に直接電話をしたりとか家庭訪問をしたりして健康の指導をしているというものでございます。昨年度は670回で延べ713人の利用ということで、90人ほどふえてございます。

最後に、スポーツジムでの運動指導ということで、市内にある7つのスポーツジムで3カ月コースで指導を受けながら体質を改善していただくというものがございまして、132人の参加で、これについてはほぼ横ばいということでございます。

以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 一昨日、松田議員に対する答弁で、健康マイレージ制度を導入するという

お答えがありました。これに関しては、我が公明クラブも以前からずっと積極的に導入に向けての発信をしていて、一昨年も吉成議員がこの場で質問をしていますし、昨年9月も星議員がマイレージの導入を働きかけるような質問をされております。それが実際に導入されるということで、非常にこれはよかったなと思いますが、改めて中身とスケジュール、あと予算規模もわかればお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、健康マイレージに関する中身とスケジュールということで説明をさせていただきます。

中身については、まだはっきりとは決まっております。会派代表の那須塩原クラブの松田議員の質問で答えたように、漠然とウォーキングなどをしたりして、それをアプリに記録していただくこととか、あとは特定健診や人間ドックの健診を受けたか受けないかとか、あとは市が実施いたします健康事業への参加をしたかしないかというようなものをポイントにして、ポイントをためたものをクーポン券とかえるというような漠然とした内容でまだございます。

スケジュールにつきましては、来年度に制度設計をして再来年度ぐらいからは実施ができたらいののかなということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 予算規模は、まだそこまではわからないということですか。

〔発言する人あり〕

○3番（田村正宏議員） 栃木県が新年度からスタートさせる情報通信技術を活用した県民の健康づくり事業について、どのように連携をしていくのかについてお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 県との連携ということですが、詳細はまだよくわかっていないところなんです、県の示されたものに従って連携をしていきたいということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 昨年、健康増進法の一部を改正する法律ということで、改正健康増進法が成立をして、いわゆる受動喫煙防止法ってやつですけれども、これの本格的な実施というのは東京オリンピックを控えた来年の4月1日ではありますが、それに前倒しで、学校、病院、児童福祉施設、行政機関はことしの7月1日から適用されるということになりました。これは、今言った学校、病院、児童福祉施設、行政機関の敷地内は禁煙というふうにもう決められています。実際、全国の各地方自治体においてはもう既に多くのところは庁舎内禁煙だったり敷地内禁煙というところもあるみたいですが、している中で本市はまだそうはなっていない。7月1日からは間違いなくこれにのっとった運用をしないといけないですね。

これ見ると、もし違反をした場合は、市長は違反している者に対して喫煙の中止を命ずることができるなんてされていますけれども、どちらにしても7月1日からはそういうルールが運用されるので、本市においてもいち早く屋内全面禁煙で、この法律は敷地内禁煙だから外もだめなんでしょう、これはあくまでも原則で、それなりの場所にちゃんとした施設を設置できるというようなところもあるんですが、どっちにしても本市においてはぎりぎりになって腰を上げるんじゃなくて、既にもうスケジュールが決まっているのでスピード感を持って対応をする必要があると思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 幾つかの自治体で勤務時間中の禁煙を実施しているということは承知しているところですが、当市においては当面実施する考えはございません。

ただ、ご指摘のように、昨年改正された健康増進法、7月1日から一部施行されるというところでごさいます、当然、その内容を踏まえて、今後状況を注視していきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） そんな悠長なことを言っている場合じゃないと思いませんか。7月1日から実施されることが決まっているようですけれども。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） それでは、ちょっと詳しく改正された健康増進法について答弁させていただきますけれども、おっしゃるように、改正健康増進法においては7月1日から行政機関などの敷地内を原則完全禁煙とするという改正内容でございます。例外的に屋外に喫煙場所を設置することを認められておりますので、その辺を勘案して今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） 私の持っているデータでは屋内は禁煙というふうに今されているんですけども、ちょっとその辺は違うようなので、またこれは改めて調べてみたいと思います。

健康寿命を延伸するためには、やはり病気の予防が非常に大切になってきます。風疹の拡大防止

のために政令改正によってこの4月から対象者には無料で抗体検査と予防接種ができるようになりました、3年の間。この対象者というのは39歳から56歳の働いている男性ですので、実際、じゃ、そういう働いている人が勤務時間中にどこかに注射を打ちに行くのかというとなかなか難しい部分もあって、抗体検査と接種と2回行かないといけない話なので、これはやはり実効性を高めるためにも、例えば、休日であったり夜間であったり職場での接種であったり、そういったのを行政が間に入って後押しをする必要があると思いますけれども、本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、風疹の拡大防止ということで、実効性を高めるための対策ということで今のところ本市で考えておるものが、受診回数を2回、1回抗体検査を受けて、その検査結果を聞くということになりますと2回行かなくてはならないんですが、それを1回で済むように、年間106回実施していますが検診というのがございます。そこに風疹の抗体検査の場を設けて、そこで受けていただいて、受けた結果は郵送で通知をするということで、2回のところを1回に短縮するというような考えで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 3番、田村正宏議員。

○3番（田村正宏議員） それ以外にもできることがあれば、4月からもうスタートするので考えていただければというふうに思います。

いずれにしても、冒頭言いましたけれども、SDGsの誰ひとり置き去りにしない、そういう精神を持って市政を運営することが住民福祉の向上につながるということですので、毎年暮れに、ことしが3回目ですけれども、SDGsアワード、

先日、吉成議員も紹介されていましたが、それがありません。去年がそうだったんですけども、そのエントリーというのは9月末までにするので、ぜひ、そのエントリーするぐらいのスピード感を持って、今後、市政運営をしていただければということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で3番、田村正宏議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時26分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◇ 高久好一 議員

○議長（君島一郎議員） 次に、18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。18番、日本共産党の高久好一です。ただいまより一般質問を始めます。

1、市長の政治姿勢についてです。

君島市長が市民から選出されて3年が経ちました。市民優先を掲げる君島市政について、改めて考えを伺うものです。

(1)です。市長選の公約をどのように考えていますか。また、みずからをどのように評価していますか。

(2)です。新庁舎建設の概算費用を97億7,500万

円と公表しました。市長は、阿久津市政の77億円の
新庁舎計画は100億円となり、今の庁舎はまだ
十分に使用できると指摘して、市長選を戦いまし
た。建設費をどこまで縮減し建設するのか考えを
聞かせてください。

市長の選挙公約には、国民健康保険料（税）の
引き下げを掲げていました。4年目を迎え、公約
実現に向けた計画を示していただきたいと思いま
す。

(4)です。県内の首長選挙では、学校給食の無償
化が大きな争点となっています。本市でも、市民
から切実な陳情が提出され議論されましたが、市
の考えを伺います。

以上、4点について伺います。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員の質
問に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 市長の政治姿勢についてと
いうご質問ですけれども、私から答弁をさせてい
ただきます。

初めに、(1)の市長選の公約をどのように考えて
いるか、また、みずからの達成率をどのように評
価しているかについてお答えをいたします。

まず、市長選の公約をどのように考えているか
についてであります。那須塩原市に住み、生活
する皆様を一番に考える市民優先の市政運営を行
うための政策を市民の皆様にお示しをしたもので
あると考えております。

また、達成率につきましては、数々の事業に真
摯に取り組んできたことにより約97%の事業に着
手できたことは、議員各位を初め市民の皆様のご
理解、ご協力の賜物であるというふうに考えてお
ります。

次に、(2)の新庁舎建設の建設費用をどこまで縮
減し建設するのかについてお答えをいたします。

新庁舎建設の建設工事費につきましては、本定
例議会に議案を提出しております那須塩原市新庁
舎建設基本計画にも記載をしておりますとおり、
来年度からの着手を予定しております設計の検討
段階でより精査を加えながら、可能な限りコスト
の縮減を図るように検討を進めてまいりたいとい
うふうに考えております。

次に、(3)の国民健康保険料の引き下げの公約実
現に向けた計画の考えについてお答えをいたしま
す。

国民健康保険税につきましては、今年度、低所
得世帯に配慮した見直しを行い、資産割を廃止し
たところであります。平成31年度の国保特別会計
は、県に納める国保事業費納付金が前年度より3
億4,000万円増の37億3,000万円となり、増額相当
額が赤字と見込んでおります。これは団塊の世代
の高齢化による医療費の増額によるものであり、
今後も続く見込んでおります。赤字分の対応に
つきましては、基金を取り崩す予定であります。

こうした状況を踏まえ、今後しばらくは医療費
や財政調整基金の推移を注視し、保険料の引き下
げが可能かを検討してまいりたいと考えておりま
す。

最後に、(4)の学校給食費の無償化に対する市の
考えについてお答えをいたします。

本市の学校給食費につきましては、学校給食法
の経費負担区分に基づき保護者の皆様にも負担を
いただく考えであることから、無償化について実
施する考えはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁をいただきました。
一通りこれから再質問を行っていきたくと思いま
す。

公約は実現すべきもの、既に97%は着手したと

いう認識をしているということでございます。市民優先の立場で市政を運営してきているという答弁もありました。

(1)については再質問ありません。

(2)に入っていきます。(2)の新庁舎の97億の話に進みたいと思います。

市の建設計画にも建設費の縮減と、今、副市長からも縮減を精査していくという答弁がありました。建設計画を見ていて気になるのは、合併特例債の期限と使うことに大変こだわっているというところです。使った場合と使わなかった場合の差額というのは恐らく市のほうで出していると思うんですが、試算していると思いますので、この試算額を聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 試算額というお話でございます。

建設工事費自体に何を使うかで試算は変わるという意味ではない、財源の補填の問題なのかなというふうに見ますと、合併特例債を活用した場合には起債額の70%が交付税措置されるというところが最も大きな違いでございます。通常的一般財源等を使った場合には100%が持ち出しになりますが、特例債を使用した部分については計算上ではありますが、70%補填されるというところが大きな違いでございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 今、答弁がありました。合併特例債を使う場合は70%が特例債で補填されるというお話でございました。金額の具体的なものはありませんでしたが、ただ、どうしてもこの合併特例債を使うと期限が限定されるということ建設計画にも随所に出てきます。こういう中で、どう市民の負担を少なくして新庁舎を建設するか

という問題になってくると思うんですが、合併特例債を使うとどうしても期限が決まってくると。もっとしっかり時間をかけて検討してもいいのではないかという考えから今話を聞きました。

建設工事に伴う具体的な発注方法や、本市にとって最適な時期に最適な手法で建設工事を発注するよう建設工事費の動向等を見きわめながら、さらに検討を行うと、これが先ほど答弁に出た精査をさらに進めていくというものだと思います。そこで、さらに伺っていきます。

市の計画や答弁を聞いていると、なかなかそうだねと納得するよりも、本市の新庁舎は他市町の新庁舎より高目の建設費になりそうだという、私、危惧をしていますが、私だけの受けとめでしょうか。この辺のところを詳しく聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（藤田一彦） 高久議員だけの受けとめかどうかというところは、なかなか答弁申し上げにくいところですので、ご説明だけをさせていただきます。

現在、数字が出ておりますのは建設基本計画に掲げた数字でございまして、実際の庁舎建設費というのは、この後進める設計の段階で出てくるというところが、大きく言いますと建設工事費の捉え方になります。その設計を進める中でどれだけ経費の節減が図れるか、建設費だけじゃなくてその後のランニングコストまで考えた中でどれだけ削減できるか、効率的なものになるかというところが非常に大事なところなのであろうというふうに思っております。

現在、基本計画の中でお示しをしております数字がそのまま数字だけがひとり歩きをするというものではなく、実際の建設工事に当たってはこれ

からやる設計を行い、さらに12月議会で答弁した、先ほど高久議員がおっしゃったような最適な時期に最適な方法でというのも、このコスト縮減を図る一つの手法であり、この後、デザインを考え、デザインによっても随分コストというのは変わると思います。それから、地元の木材をとかいろんな話が出てきますが、そういった中で一つ一つ積み重ねてコストの縮減に努めていくというのが、これからの作業になってまいります。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 今の答弁にも、コストの縮減という言葉が出てきましたので、ぜひとも新庁舎建設計画、これから進めていく中で建設費の縮減をしっかりとして建設できるよう求めておきます。

(3)に入ります。

市長の選挙公報には、国民健康保険料の引き下げが出ていたがということで答弁をもらいました。先ほどの答弁の中にも、資産割をなくした見直しをしたと、3億円の赤字の問題、しばらくはこういう状況が続くのではないかというのがありました。

そういう中で、答弁としては非常に残念ですが、市長の国保料の引き下げにはほど遠い、全体としては那須塩原市は資産割をなくした中で実際には1人当たり108円下がりました。隣の大田原市は7,131円、那須町は5,607円、こういう県のほうのデータが出ています。そして、さらに那須塩原市、30年度3月に出た県のデータによりますと国保財政赤字の那須塩原市、そして高根沢町、上三川町、こういった4つの市町が財政が赤字という中で国保料を引き下げています。市貝町は7,745円、高根沢町4,218円、上三川町999円と、そして先ほど言った那須塩原市は108円。県のほうの財政表を見ると5,000円未満の引き下げは県のほうは据え

置きというような表現をしているようです。

そこで、さらに伺っていきます。先ほど財政が厳しくなり、このままだと赤字が続くというお話でしたが、このまま本市の保険料で移行すると30年度決算では昨年よりも黒字額がふえるのではないかと私は予想しています。引き下げは可能と推測していますが、どのように捉えているか考えを聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） ご質問の内容については、国保税引き下げが可能かどうかということのご質問かと思いますが、まず黒字額が出たということで、先ほど、県の新聞で高根沢町とかは赤字だったということで、まず初めに基金の状況を説明したいと思いますが、君島市長が就任いたしましたのが、平成28年でございます。そのときの財政調整基金が約15億円ということでございました。それから赤字になりまして、次年度に4億円減りまして11億円になりました。多分、この時点での赤字というお話だったのかと思います。

ただし、昨年度が黒字になりまして、基金のほうはふえまして、今年度末の決算が終わりますと約20億円ということになってきますが、このふえた理由についてまず申し上げますと、答弁書の中では、これからお年寄りがふえていくので、団塊の世代の方が75歳になってくると、70代になると医療費が一般的にかかってきますというご説明はしたんですが、ふえた理由としましては、この時期に国のでこ入れが入ったということで、薬価改定というものがございまして、具体的な薬名を言いますと、がんの治療薬として使われておりますオプジーボというような薬が非常に高かったものを国が大なたを振るいまして、これを引き下げたということが黒字になった一つの原因と。

もう一つは、C型肝炎の治療ということで叫ばれていましたが、そういったものも前年度あたりから落ち着いてきたということで、医療費のほうも落ち着いて、一過性のもので黒字ができたということが主な理由でございます。

今後につきましては、やはり答弁書であったように納付金が多くなるということは医療費がかかってくるということになりますので、下げるか引き上げるかという明確なご答弁はしなかったんですが、医療費の増加は高齢者がふえるに従ってまず間違いなくふえていくということですので、今後の見通しとしましては、やはり赤字分は基金から出していった保険料をなるべく上げないようにしたいという、安定的な運営を図っていきたいということで考えているのが、今後の見通しということでございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありました。黒字が出て基金がふえたということでございます。私も数字を言うのはちょっと控えていたんですが、このままでいくと20億円の財政調整基金ができるというふうに私計算していたんですが、やはりそういうことになりました。

那須塩原市の財政調整基金、去年は8億を越す額を取り崩しました。一方で、決算は13億の黒字です。つまり、この8億取り崩さなくても十分できた可能性もあると。さらに財政調整基金を積み上げたんですが、積み上げた額が4億ちょっとと。5億円はどこへ行ったのかなというふうに、おかしいとは思っていたんですが、結果的には12月に明らかになりました。国保のマイナンバーのカードと合わせた予算7年分を債務負担行為と、いわゆる予算の先取りです。こういう形で先に5億円ほど配置してあるという中での財政調整基金の積み上げということなので、こういうお金はため

込まないで市民のためにしっかり使うというのが基本だと私は思います。

つい、この後に国保のほうがあるんですが、ついつい熱くなりまして国保のほうまで足が入ってしまいましたが、こういう財政の中で那須塩原市はまだまだ豊かな財政調整基金があります。市長には残りの任期に公約どおりの国保料の引き下げを実行するように強く求めておきます。

(4)に入ります。

県内の首長選挙で学校給食の無償化が大きな争点になっています。本市でも、この2月24日曜日には那須塩原市で給食の無償化を進める会という会が立ち上がりました。私も参加させていただきました。子ども連れのお母さんから切実な要望がありました。今、栃木県内でも給食の無償化というのは首長選挙の大きな争点になっています。ほとんどの首長が無償化を掲げています。

そういう中で、残念ですが、考えていないというお話でございました。これもちょうど、予算でいくと5億2,000万と市のほうの試算があります。改めて、市の考えを聞かせていただきたいと思えます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（小泉聖一） 改めて、市の考えということなんですけれども、先ほど副市長のほうで答弁を差上げたとおおり、無償化にする考えはございません。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 残念な答弁が続いています。本市の試算は5億2,000万です。隣の群馬県は6割を越す自治体が無償化しています。県内は、現在は大田原市のみですが、4月からは栃木市が1人当たり1,000円の減額給付が始まります。

本市の財政調整基金、昨年も5億円が積み増し

され合計で185億円となりました。それぞれ目的のある基金も含めてですが、全部で10億円以上余ったという証拠でもあります。小中学校の普通教室へのエアコンの設置は今年度で終了します。大きな予算がこれで終了します。財政運営のやり方は大変執行部の方は苦勞すると思いますが、実現可能な状況と思われまゝ。給食の無償化を強く求めて、この項の質問は終わります。

続いて、2の保育行政について、入ります。

待機児童をなくし、保育士不足の解消を目指す保育施設の整備と保育の質を確保するための事業が進められていることから、以下について伺います。

(1)です。待機児童解消対策の進捗と施設整備の見通しを伺います。

(2)です。保育の質に大きな影響を及ぼす保育士不足と一部の詰め込み保育の解消対策はどのように進められていますか。

(3)です。本市で、国が成長戦略と待機児童対策の柱と位置づけた企業主導型保育所の数と利用者数について伺います。

(4)です。市が連携支援する認可外施設への立ち入り検査はどのように行われていますか。

以上、4点について答弁を求めます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） それでは、2の保育行政について順次お答えいたします。

初めに、(1)の待機児童解消対策の進捗と施設整備の見通しについてお答えいたします。

これまでの施設整備等により国の基準に基づき算出した本市の待機児童数は、平成29年10月1日現在で50人であったところ、平成30年10月1日現在では5人に減少しております。

また、施設整備の今後の見通しについては、保

育需要などをもとに平成31年度に策定する第2期那須塩原市保育園整備計画の中で検討していきたいと考えております。

次に、(2)の保育の質に大きな影響を及ぼす保育士不足と一部の詰め込み保育の解消対策はどのように進められているかについてお答えいたします。

保育士不足の対策につきましては、いわゆる潜在保育士の職場への復帰を支援する研修として保育士就労支援講座を市独自に実施し、保育士の再就職の促進に取り組んだところであります。

来年度からは、保育士の業務負担を軽減し離職防止を図るため、民間保育施設に対して保育補助者の雇用に必要な費用の補助を行うほか、新卒保育士を確保するため作新学院大学との連携事業として、大学構内で市内保育施設の就職説明会を開催する予定であります。

また、現在一部の施設で定員を超えて受け入れを行っておりますが、国の定める面積基準、保育士の配置基準を満たした上で受け入れを行っているため、詰め込み保育といった状況にはないと認識しております。

次に、(3)の本市で、国が成長戦略と待機児童対策の柱と位置づける企業主導型保育所の数と利用者数についてお答えいたします。

企業主導型保育事業所を企業が設置する場合は、市に対して認可外保育施設設置の届け出が必要となりますが、この制度が開始された平成28年度から現在まで本市への届け出の実績はなく、市内に企業主導型保育事業所はございません。

次に、(4)の市が連携支援する認可外施設への立ち入り検査はどのように行われているかについてお答えいたします。

認可外保育施設への立ち入り検査は、職員の配置状況や保育環境など施設の運営状況が児童の安全確保などの観点から問題がないかなどについて、

認可外保育施設指導監督基準に基づき調査を行っております。また調査結果に問題がある場合には、期限を定めて改善報告を求めています。

なお、事業所内や病院内にある認可外保育施設はおおむね3年に1回、その他の認可外保育施設はおおむね1年に1回立ち入り調査を実施しております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありました。順次再質問していきます。

昨年は待機児童5名というお話がありました。実感として減ったなどというのは実感です。そういう中で、さらに伺っていききたいと思います。

答弁の中で5名ということなんですが、潜在的待機児童というのは触れられなかったの、こちらのどのくらいあるか聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 潜在的待機児童、いわゆる入園待ちの方でございますけれども、昨年度が129名でございます、平成29年度。平成30年10月1日の入園待ちが97名でございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 結構いるんだというふうに、こちらはそう感じました。昨年は恐らくこんなにはいなかった。3分の1程度だと思ふんだ……これ129名が97名に減ったということですね。待機児童の数が昨年も、30年の5名とその前の年の29年も大して変わらない数で那須塩原市が多いほうから6番とかという情報があったものですから、やはり潜在的待機児童が結構いるんだというふうにとらえました。ぜひ、こうしたところにもしっかり対応できるよう頑張ってもらいたいんですが、この97名の主な理由というのはどんなもの

なんですか聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 97名の入園待ちの主な理由というところでございますけれども、いわゆる保育園を指定しているといったところで、ほかに空きがあつてそちらを紹介しても、私が行きたいのはこの保育園というところでの、特定の保育園に行きたいといった理由が主なところでございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） さらに聞いていきます。その指定した保育園というのは、市のほうから見てどういう保育園だと認識しているのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） どういうところを求めているか。黒磯、西那須野、町なかが多いところはございますけれども、やはり自宅から近いところが多いのかなというふうには認識しております。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 私の知っているところで割と指定が多いのが、ひがしなす保育園というのが結構あります。民営化しないとといった決議をしている保育園というのが、私、そういうふう聞いていたんですが、この場合はどんなぐあいなんでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） ひがしなす保育園の民営化というところでございます。こちらの民営化につきましては、保護者の皆さん方と現在も協議させていただいているところでございます。その中で、当初のころは、反対というのがかなり

多かったところはありますけれども、今では大分半々に近くなってきたのかなというようなところもございますので、引き続き保護者の皆様方と協議させていただきたいというふうに思っております。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 市は、民営化を進めるという方向ですが、民営化を求めない保護者達も結構いるんだと。しっかり公立の保育園で子どもを育てたいという希望があるのかなと私は受けとめています。ぜひ市民のそういう気持ち、しっかりと受けとめていただきたいと思います。

それから、保育士のほうに話に移ります。就労支援とか費用の補助とか、あとは作新学院との連携とかそういうお話がありました。

そういう中で、話によりますと保育士不足を補うものとして保育助手という制度も考えられているような話がありました。この保育助手、資格の有無や仕事の内容、処遇についてはどのようなものなのか、どのくらいいるのかも聞かせていただきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 保育助手というところでございます。どういう方かというところでございますと、保育士の資格を持っていない方でございまして、保育士のお手伝いといいますか一緒に保育しているといったところでございます。

保育助手さんの人数というところでございますが、こちら平成30年4月1日現在で38名でございます。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 午前中に続きまして(2)の質問を続けてまいります。

先ほどの答弁の中で、定員オーバーの詰め込み保育が行われている保育所数と解消の見通しについてということで質問していました。答弁の中で、認められている範囲で受け入れているという答弁がありました。

そういう中で、面積と保育士はどうなっていますか聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 詰め込み過ぎというところで、面積がどのくらいになっているか保育士がどのくらいいるかというところでございます。

その前に、大変申しわけございません、先ほど午前中の答弁の中で、私、ひがしなす保育園の民営化につきまして半々ぐらいというような答弁をさせていただいたところでございますけれども、民営化につきましては大分理解が進んでいるというふうに思っておりますけれども、まだ民営化反対のほうが多いということで、申しわけございませんが、訂正させていただきます。すみません。

あと、詰め込み過ぎのところでございます。

実は、オーバーしているところで、弾力的には120%というような上限がありますので、その辺のものにつきましては我々としても今の待機児童解消のためにはやむを得ないというようなところ

で見ているところでございます。

それを超えているものとしまして、実は133%というところがございます。これは詰め込み過ぎではないのかというようなところかと思うんですが、これにつきまして説明するのに細かい人数等言わせていただきますと、募集している定員としましては実は12人で出しております。そこに16人が入っているということで133%になっております。

ただ、この保育園につきましては、いわゆる認可定員としましては19人の枠をとっているということですので、その19人まで扱える面積を既に確保はしていると。そして、16人に対応する保育士さんも保育園としては5人という人数を雇っているということで、これも基準を超えているというところで、12人という定員から見れば133%ではあるんですけども、そこで保育をしている環境としては面積もありますし、保育士も十分ということで、詰め込み過ぎではないというような答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありました。ぜひ次代を担う、那須塩原市の市民になるという前提で豊かな保育をお願いしておきます。

(3)に入ります。(3)は安倍政権の成長戦略の柱の企業主導型保育所です。本市にはないと。したがって1人も受け入れていないという状況です。安心しました。

きのう、朝のニュースで企業主導型の保育所で起きている保育の内容や保育士の集団退職、突然の閉鎖など多岐にわたる問題が突出しており、国が対策として有識者会議などの会議を立ち上げ、保育所の設立基準などを引き上げる方向で会議を行うという報道がありました。国も改善を進めるほかないという、企業主導型保育所の話です。

(4)に入ります。その中で立ち入り検査の話をしました。認可外、地域型含め年に1回のところと3年に1回のところがあってというお話でございました。

確認です。毎年の監査が毎年、あとは3年なのかもしれませんが、それは抜き打ちの立ち入り検査ではなくて、検査によって見えてくる保育の内容に対する指導と助言という理解でいいのか伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 監査でございませけれども、抜き打ちかというところでございますけれども、最初は通知をしております。いろんな書類等を用意してもらわなければならないというところもありますので、そういう中でやっているといったところなんです。その後、監査の状況と申しますか改善状況、そういうものが幾らか指摘する部分がございます。そういう中で今度、確認という意味では、その日突然と行って、そこへ訪問するというところはあります。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 安心しました。ぜひ、しっかりと進めていってほしいと思います。

2月21日に、ショッキングなニュースが流れました。福岡県のあかつき認定保育園、2月15日、改善命令も市のほうから出されたというニュースです。私の思いとしては、またあった人に知られてはいけないここだけの保育、ここの認定保育園には、えっと思いましたが、お仕置きのための鬼の部屋があるというニュースでした。

こういうところもまだあるということで、ぜひしっかりした内容での保育をお願いして、この項の質問を終わります。

3に入ります。介護保険についてです。

介護認定者が保険料を納入しているにもかかわらず、施設の整備が追いつかず希望しても入所できない状況が続いていることから、以下について伺います。

(1)です。深刻な入所待機者の現状を本市としてどのように捉えているのか伺います。

(2)です。入所施設の整備が進められていますが、現在の整備計画で入所待機者がどこまで減少すると見込んでいるのか、解消に向けた計画を伺います。

昨年、保険料を値上げし、月5,400円としました。滞納者数及び滞納による利用料3倍等負担のペナルティーを受けている人の増減について伺います。

(4)です。介護保険優先の制度では対応し切れない65歳以上の視覚障害者などへの対応について、国への制度見直しを求める要請を行う考えがあるかを伺います。

以上、4点について答弁を求めます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、3の介護保険について順次お答えいたします。

初めに、(1)の深刻な入所待機者の現状を市としてどのように捉えているのかについてお答えいたします。

平成30年4月1日現在の入所待機者数は217人となっており、申請時の状況は在宅からが50人で、自宅以外からのショートステイなどの老人施設からが約160人です。市では、在宅からの申請者が深刻であると捉えております。このような状況を踏まえ、本市において特別養護老人ホームを平成32年度までに100床増設することにしております。

なお、緊急性のある入所待機者についてはショートステイなどの施設を案内しております。

次に、(2)の現在の整備計画で入所待機者がどこまで減少すると見込んでいるか、解消に向けた計画についてお答えいたします。

(1)で申し上げた、今後予定の特別養護老人ホームは、今年4月に50床が開所し、平成32年度中に50床が開所予定であります。これら2施設は広域型で市外の方も入所可能であるため、80人程度の減少を見込んでおります。

次に、(3)の滞納者数及び滞納による利用料3倍などの負担となっている人の増減についてお答えいたします。

現年度分の滞納件数は、平成31年1月現在で698件、前年度同期では942件で250件の減少となっております。また介護保険料の滞納により利用料が3倍などとなっている人は、平成29年度末で6人、平成31年2月1日時点では8人で2人の増となっております。

最後に、(4)の介護保険優先の制度では対応し切れない65歳以上の視覚障害者などへの対応について国への制度見直しを求める考えの有無についてお答えいたします。

介護保険優先の原則につきましては、介護保険サービスと障害福祉サービスで同じサービスがある場合は介護保険サービスが優先されるというものであります。しかし、一律に優先するというのではなく、利用者の状況を精査した上で場合によっては障害福祉サービスを適用するなど柔軟に対応しております。また介護保険にない障害福祉固有のサービスは、障害福祉サービスを利用できることとなっております。

このように、利用者に支障を来す制度ではないと認識しているため、国への制度見直しを求める考えはございません。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありましたので、順次再質問していきたいと思います。

入所待機者が217人と、在宅からの要望が多いということで、現在24人がふえたという答弁でした。217人というのは相当厳しくなっていると、今までもこういった状況でした。国が要介護3以上と限定して一時減りましたが、またもとの数に近づいていると、年にすると24人ずつぐらいいふえているかなという感じです。ぜひ、しっかりした計画進めていっていただきたいと思います。

6期の分がこの4月に50床できるということなんだと思います。約1年おくれで6期の分ができると。さらに7期の分ができるということでした。こうした入所待機者解消する計画、この2つができてということなんだと思いますが、約80人が減るのではないかと。80人しか減らない要因としては、那須塩原市以外の人もこの施設を利用できるタイプの施設だということだと思います。ぜひ、しっかり対応していただきたいと思います。

(1)、(2)はこれで結構です。

(3)にいききたいと思います。

滞納者が250人減ったと。市が昨年3月に300円値上げしたのに250人減ったと。一体どういうやり方をしたのか、ぜひ、ここを説明していただきたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 250人減ったということでお答えする前に、最初の答弁でちょっと間違いがあるので訂正させていただきます。

最初の31年1月現在で698件とご説明いたしましたが、正しくは692件の誤りでございます。申しわけございませんでした。

それでは、250件減ったという主な理由につい

てご説明いたします。

まず、介護保険料につきましては、年額18万円以上ある方につきましては年金から天引きということになってございます。それで、国の改正で、年金が今までは25年積まないともらえなかったものが、この時期に10年年金という制度に変わりました。それで今まで無年金だった方は納付書で納めていて、普通徴収というんですが、それで納めていた方が、今度は10年年金で受給権が出まして、18万円以上になった方が大勢いまして、そこから自動引き落としになったということで250件、結構減ったというのが主な理由でございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 10年年金の方がふえたので滞納者が減ったというふうに受けとめました。

しかし、この10年年金の方って年金非常に少ないと私受けとめているんですが、1万5,000円以上ということなんだと思いますが、多くはどのくらいもらっているんでしょうか、この年金。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、ちょっと質問の確認をさせていただきます。10年年金に該当した方が大体どれくらいもらっているかということでお答えすればよいでしょうか。

はい、それでは、正確な数字はちょっと出ないんですが、年金40年積みますと、国民年金ですと正確な数字ではない概算でございますが、7万6,000円ぐらいになると思います。それで、仮に10年すれすれでもらったとしますとその4分の1ということになりますので一月約2万円ぐらいで、それを12カ月ございますので足すと年額24万ということですので、18万以上ある方は天引きをするということになるので、やはり天引きされた方が多いという感じになるかと思えます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） わかりました。

それでは、先に進みます。

(3)に入っているんですが、利用料3倍等のペナルティーを受けている市民の実数が8人という答弁がありました。そういう中で、再質問をしていきます。

この3倍ペナルティーを受けている方、値上げによってさらに滞納額が膨らみ一番深刻な影響を受けている市民と捉えていますが、こういう人たちは恐らくずっとこの8人ぐらいの方は以前からもいたと私認識しているんですが、ふえているのか減っているのか聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 3倍のペナルティーを受けている方の人数についてですが、ちょっと手元に正確な数字はないんですが、大体横ばいぐらいなのかなということで捉えてございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 保険料が上がってもほとんど数字は変わらないということで、受けとめていきます。

(3)番終わりまして、(4)に入ります。

介護保険優先の制度についてです。65歳になると障害者サービスが受けられず介護が優先するという話です。先ほどの答弁にもありましたが、介護保険優先の制度ではサービスが不足して生活できない視覚障害者などが不足する分を障害者サービスで使うことができるとなっています。

そこで伺っていきます。

国の介護保険優先制度では対応し切れないための障害者サービスも併用して利用している市民はどのくらいいるのか、実績を聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 介護のサービスと障害のサービスを併用している方ということでしょうか。

はい、併用している方につきましては、今、手持ちの資料ですと8名でございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 国のほうに見直しを要請してはどうかという話を、このサービスを受ける話でいたしました。これをしたのには、介護サービスが非常に狭くなると、障害者福祉サービスに比べて使える範囲が狭められるという中で、国の介護保険優先の制度では対応し切れず代替ということで本市でも8名の方が利用しているということで安心はしました。市のほうでこうした対応を理解して利用しているというふうに理解しました。

実は、これは岡山市で65歳以上になると国の介護サービス優先制度ではサービスが不足し、生活が困難な視覚障害者が介護保険のサービスと障害者福祉サービスも併用して使えることを市が知らせなかったとして、岡山市が訴えられました。岡山市が訴えられ二審で敗訴しました。確定です。発足当時から、この制度はサービスの削減が目的で不便だと、わかりづらいと批判があった制度です。この制度に判決が下りました。

答弁がありましたが、国のほうには要請する考えはないというお話でございましたが、国の介護保険優先の制度の見直しを行うべきです。もっと市民がわかりやすく使いやすい制度にしていく努力が必要かと思えます。そういう中で、こういう質問をいたしました。

以上でこの項の質問は終わります。

続きまして、4番の国民健康保険についてです。昨年、国保の都道府県化に向けた本市の資産割

をなくすための調整によって保険税は据え置きと発表されたことから、以下について伺います。

(1)です。滞納者への対策と収納率の現状と課題について伺います。

(2)です。昨年、資格証明書により医療費が全額負担のため医療機関への受診が困難となり、診察のおくれや医療が受けられず全国で68人が死亡しています。

本市の資格証明書発行の状況及び発行をやめる考えがあるか伺います。

(3)です。2018年全国市長会が国に提出した国民健康保険制度等に関する重点提言「2. 国民健康保険制度について」の市の所見を伺います。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） それでは、4の国民健康保険について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の滞納者への対策と収納率の現状と課題についてお答えをいたします。

まず、滞納者への対策につきましては、督促状、催告書の発送による納付の促進や納税相談で生活の状況の把握をした上で納付指導を行っているところでございますが、納付が見込めない場合には法令に基づき財産状況を調査の上、滞納処分を講じております。

次に、収納率の現状と課題についてお答えいたします。

収納率の現状につきましては、平成29年度の国民健康保険税の収納率が現年度及び滞納繰り越し合計で71.77%であり前年度比2.04%の増、平成30年度1月末の収納率が現年度及び滞納繰り越し合計で59.07%、前年度同月比1.78%の増となっております。

収納率の課題につきましては、県内市町の中で

も下位の状況であること、また財源確保の観点からも、さらなる収納率の向上が必要であると考えております。

○議長（君島一郎議員） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 次に、(2)の本市の資格証明書の発行の状況及び発行をやめる考えはあるかについてお答えいたします。

保険証の一斉更新時における資格証明書の発行数の状況は、平成30年度は312世帯となっており、平成29年度の376世帯に比べ64世帯の減少となっております。資格証明書については、担税力がありながらも国保税を納付しない場合に発行するもので、今後も税負担の公平性を確保する上で継続してまいりたいと考えておりますが、機械的な運用ではなく、さらに相談しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

最後に、(3)の全国市長会が国へ提出した国民健康保険制度等に関する重点提言に対する市の所見についてお答えいたします。

この提言は、主に国庫負担割合の引き上げや子ども医療費助成の現物給付実施に伴う国庫負担減額の廃止など、国保財政の安定的かつ持続的な運営を図るためのものであります。

市といたしましても、医療費の増大が予想される中、国庫負担の拡充等は必要であると考えております。

今後も、引き続き、市長会を通じて国に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 答弁がありました。私のほうが用意してきた再質問も幾つか答えが出ましたので、こちらで調整しながら再質問をしていきたいと思っています。私のほうは、収納率は90.65という数字でいきました。こちらは滞納繰

り越しも含めた部長のほうの答弁でした。こちらのほうがより正確ということだと思います。

そういう中で、本市の収納率は毎年向上していると、この点では見解は同じです。ところが、他市町のほうが伸びが大きいという状況です。栃木県全体が低いんですが、その中でも那須塩原市はまた栃木県の中でも低いほうにあるという状況です。

その中で、伺っていきます。

国や県には、栃木県にも、国と県と両方あるんですね、収納率によって財政支援を行う計画があると聞いています。本市の場合はこういう支援を受けられる可能性があるのかについて聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） すみません、支援ということなんですが、具体的にどういう支援だったかということをちょっと確認させていただきたいんですが、すみません。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 国の支援は、多分栃木県は受けられないだろう、収納率が低いから。それで栃木県が、さらに県として財政支援を行う制度をつくりました。そういう中で、那須塩原市はその制度を活用することができるのかという再質問です。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、支援ということで、おっしゃっている支援が保険者努力支援金というものになるのかなというようなことで理解しました。これで説明をちょっとさせていただきますと、こちらの保険の支援金としては実際受けてございます。

この支援金の概要につきましては、保険者として国保財政の健全化に努力しているか努力していないかというものを、通信簿みたいのをつけまして評価をします。具体的な評価項目につきましては、収納率、あとは国保の加入者の特定健診の受診率、あとはジェネリック医薬品を使っている率とか、あとは重複受診対策をやっているかとか、あとデータヘルス計画をつくっているかというようなものを評価いたしまして、努力しているところに手厚く、努力していないところに薄くということなんですが、具体的には、県からは1億6,300万ほど入っているのかなと。

今、ちょっと議員、国からは来ていないということなんですが、私どもの調査ですと3,300万くらいは入っているのかなということで、ちょっと理解しているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 国からも県からも来ているという答弁でした。収納率が大きくかわるというふうに私も理解していましたので、多分、国からは来ないだろうというふうに判断して、そういう言い方をしました。国からも県からも来ているということで、わかりました。

さらに進めていきます。(2)に入ります。

昨年、資格証によりということ、資格証の発行をもうやめたらどうだというお話を先ほどいたしました。そういう考えはないという、これもお話でした。

そういう中で、栃木県内では那珂川町だけが資格証の発行をしていません。全国の3分の1の市町村が、既に住民に過酷な保険証の取り上げをやめて人命優先の医療を行っています。先ほど言った、保険証がなくて医療を受けられない、無保険で受けられないという方、全国で68人と言いましたが、これは全日本民主医療機関連合会加盟の医

療機関だけの話です。この報告は氷山の一角でしかありません。国は、こうした実態を発表はしていません。ですから、氷山の一角です。

そこで伺います。

本市では、資格証の発行をやめないということですので、資格証を受けた市民に受診の必要性が生じた場合、窓口ではどのような対応をしていますか、聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 資格証明書を持ってきた方の対応ということでお答えをさせていただきますと思います。

当然、私どものほうでも資格者証を持っている方が病気になったという場合には、たとえ滞納があったとしても短期証という形で渡して、病院の受診ができるような体制をとってございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） 安心しました。それでいいんだと思います。急病だけれども、医療費払えないと申し出れば短期証を発行する仕組みになっています。ところが、全国的には短期証を発行しない自治体が結構あるんです。そういう中で、今、部長のほうから短期証を発行しているという答弁がありましたので、安心しました。

国保の保険料を滞納しているからと受診することを諦めてはいけません。必要なとき厚労省の通知で、こうした、先ほど部長の答弁がありました資格証でも、災害、病気、仕事の休廃止や著しい損失、それに類することなど特別の事情がある場合は例外だとしています。そして、厚労省の通知は、国保加入者が市町村の窓口で医療を受ける必要が生じかつ医療機関に対する医療費の一時払いが困難な状態である旨申し出を行った場合は、特別の事情に準ずると認定しています。市町村は短

期保険証を発行することができるとされています。

そうした中で、しっかりとこうしたことも周知していただきたいと思います。病気になったら資格証であっても、まず短期証を求めて市役所に連絡をとってほしいという思いです。

少しでも、市役所のほうは、市役所に来てほしいというのはどういう目的があつてでしょうか、ここのところ聞かせてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 市役所に来てほしいということについては、滞納されている方について来てほしいということでもよろしいでしょうか。

はい、それでは、その説明をしたいと思いません。

短期証及び資格者証の方については、先ほど来、滞納がある方ということですので、来ていただいたときに、滞納がある分をどうやって払うのかというようなご相談をさせていただきたいと。やはり滞納分払わないでいいということではございませんので、一遍に払えというのも無理なんです、事情を聞いて、少しでもいいですから月々払ってくださいという指導と、そういった内容のご相談をしたいものですから、来てくださいということでご案内をしているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 18番、高久好一議員。

○18番（高久好一議員） ぜひ、丁寧な説明をして、病気の市民を救っていただきたいと思います。そうした中で、自然と収納率も上がっていくのではないかと思いをめぐらすところでございます。

市には、市民に過酷な保険証の取り上げを直ちにやめるよう、そしてさらに、市のほうには、県内では済生会と協立病院というところが資格証でも無保険でも医療を受け入れると、患者を受け入れるというシステムをとっています。無料低額診

療という制度です。残念ながら、栃木県はこの2つしかありません。ぜひ、こうした無料低額診療制度の周知を行うよう求めておきたいと思います。

(3)に入ります。

(3)は、全国市長会が出した国民健康保険に関する重要提言です。私ずらっと読みまして大変によくできているなと思っています。全国市長会の重点の国民健康保険については、私が議会のたびに繰り返し市に求めてきたものです。市長の考えとは同じと確認できましたので、実現に向けて全力を尽くしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（君島一郎議員） 以上で18番、高久好一議員の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 星野健二議員

○議長（君島一郎議員） 次に、4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） こんにちは。議席番号4番、星野健二、通告に従いまして一般質問を行います。

1、生活困窮者の支援について。

国連加盟国が2030年末までに達成を目指す、持続可能な開発目標、SDGsが注目され、地方自治体や民間企業でその理念を施策や事業に取り入れる動きが活発化しています。

17の目標の一つに「貧困をなくそう」という目標があります。

我が国では、バブル経済の崩壊や世界金融危機の影響で安定雇用が揺らぐとともに、所得の低下により経済的な困窮状態に陥る人々が増加をしました。また貧困の世代連鎖といった課題も深刻化しています。

こうした状況の中、平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対する自立の促進が図られました。施行後3年間で約68万人が新規で相談を受け、約9万人の就労や収入増加につながるなど着実に成果を上げているようです。

しかし、自治体によって事業の実施状況にばらつきがあることから、生活困窮者に寄り添う姿勢をより明確化するとともに就労や家計改善に関する支援も充実させるため生活困窮者自立支援法が昨年改正され、平成30年10月から施行されました。

今後、困窮者はますますふえることが予想されることや生活困窮者の持つ多様で複合的な課題を解きほぐして解決に導くためには、地域のさまざまな力を活用した包括的な支援が必要なことから、以下の点についてお伺いをいたします。

(1)生活困窮者自立支援制度の周知について現状と課題をお伺いいたします。

(2)必須事業である自立相談支援事業と住宅確保支援事業の現状と課題をお伺いいたします。

(3)任意事業の現状と課題をお伺いいたします。

(4)相談窓口に来られない生活困窮者の支援について現状と課題をお伺いいたします。

(5)今回、法改正により生活困窮者自立支援制度の強化が図られた中で、本市の今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員の質問に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 1の生活困窮者の支援について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の生活困窮者自立支援制度の周知に関する現状と課題についてお答えをいたします。

周知につきましては、市広報、市社会福祉協議会ホームページ、民生委員児童委員等の関係団体

が開催する会議において実施しております。

課題につきましては、制度に対する認知度をさらに高めていくことであると考えております。

次に、(2)の自立相談支援事業と住宅確保支援事業の現状と課題についてお答えをいたします。

自立相談支援事業の現状につきましては、市社会福祉協議会に委託して実施しており、主に収入に関して相談支援を行っております。

住宅確保支援事業の現状につきましては、離職等により経済的に困窮し住宅を失うおそれがある方などに、求職活動等を条件に一定期間家賃相当額を支給し、安定した住居の確保と就労の自立の支援を行っております。

課題につきましては、両事業ともに確実に制度につなげるために、支援を必要としている方を的確に把握することであると考えております。

次に、(3)の任意事業の現状と課題についてお答えをいたします。

現在、本市が実施している任意事業は、家計改善支援事業及び子どもの学習支援事業の2つを実施しております。

家計改善支援事業の現状につきましては、自立相談支援事業と密接な関係があることから市社会福祉協議会にあわせて委託し、家計改善に関する相談を実施しております。

なお、課題につきましても、自立相談支援事業と同様であると考えております。

子どもの学習支援事業の現状につきましては、生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援をNPO法人へ委託して実施しております。

課題につきましては、年々利用者が減少していることから、支援を必要とする子どもとその保護者の生活環境を理解し、より効果的な支援の内容や方法を研究することであると考えております。

次に、(4)の相談窓口に来られない生活困窮者の

支援の現状と課題についてお答えをいたします。

現状につきましては、訪問による相談支援を実施しております。

課題につきましては、支援を必要としている方を把握するために、行政及び関係機関並びに地域住民の連携を強化し、支援につなげていくことであるとと考えております。

最後に、(5)の法改正により生活困窮者自立支援制度の強化が図られた中で、本市の今後の取り組みについてお答えをいたします。

本市の今後の取り組みといたしましては、法改正により強化が図られたもののうち子どもの学習支援事業の強化を図りたいと考えております。このほか、自立相談事業、家計改善支援事業と一体的に実施することが求められている就労準備支援事業について、導入に向け調査研究をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 副市長、答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

(1)まず初めに、制度の周知についてですけれども、市広報や関係団体の会議において実施しているということですが、この関係団体の会議における周知とは具体的にどのようなことをしているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、関係団体の会議の周知ということで説明をさせていただきますと思います。

この周知につきましては、民生委員児童委員協議会連合会の生活福祉部会におきまして、生活困窮者事業について説明をしまして意見交換をして

いるところでございます。

- 議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。
- 4番（星野健二議員） この生活福祉部会というのは、大体どれぐらい、年でもいいですけども、どれぐらい行われているのかお伺いをいたします。
- 議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

- 保健福祉部長（田代正行） 正確な数字がちょっと申し上げられないんですが、年三、四回ほどかと思えます。すみません。
- 議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。
- 4番（星野健二議員） 年三、四回ということ。続きまして、その課題についてですけども、この制度を高めていくこととしているんですが、今後どのような取り組みがあるのかお伺いをいたします。
- 議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

- 保健福祉部長（田代正行） 今後の取り組みというところで説明をさせていただきたいと思えます。
- 市の広報、市のホームページ、関係機関の窓口における周知などを組み合わせまして、きめ細かく周知をしていきたいということで考えております。
- 議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。
- 4番（星野健二議員） では、よろしくお願ひします。

私事ですけれども、ちょっと前に知人の方から相談を受けました。やはりちょっと大変なんだけれどもということで、大体困った方は親もしくはは兄弟、知人というように知り合いの方に経済的なこととかそういうものを相談するとは思いますが、すぐに行政のほうに来て支援を求めるというのはなかなかないのかなと思えますので、この周知についても大変重要であると思えます。

私、困窮者の自立支援のパンフレットを見させていただきましたけれども、頭のほうに、あなたを支えます生活困窮者自立支援法という題でこのパンフレットがあるんです。これを見たときに、普通の一般の人でしたらばちょっと自立支援法という難しいことでもありますし、また生活困窮者というとどちらかということ、本来ならこの制度は生活保護になる前に支援をしていくという制度でありますので、困窮者という言葉を見たときに、ああ、もう本当にだめになってからのかなという形で、なかなかこのパンフレットを見たときに、ちょっとこうどちらかというともう少し市民に対して柔らかくわかりやすいような、そんなようなパンフレットを今後つくったらどうかかなとは思いますが、その意見に対してはどう思いますか。

- 議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

- 保健福祉部長（田代正行） 確かに、パンフレットについてはご指摘の部分もあるのかなということで感じておりますので、こちらのほうをつくっているところが委託しているところの社会福祉協議会のほうでパンフレットを作成しているものですから、ちょっとそちらのほうと相談をしまして、わかりやすい工夫を考えていきたいということで考えてございます。
- 議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。
- 4番（星野健二議員） ぜひ、よろしくお願ひをしたいと思います。

この制度は、先ほども申し上げたように生活保護に至る前の自立を支援する第二のセーフティネットと言える重要なものでありますので、十分検討をしていただき、パンフレット等、またはこのパンフレットを置くのにも、行政だけではなく、できればコンビニとかスーパーとかそういうふう

に一般市民が本当に集まるところに置いて、周知をできればいいのかなというふうに思いますので、どうぞよろしくお伺いをしたいと思います。

続きまして、(2)の再質問をさせていただきます。

この自立相談支援事業における新規の相談件数の推移についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、相談件数の推移について説明をさせていただきます。

平成27年度が214件、28年度が166件、29年度が139件であります。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） では、平成29年度の139件の相談のうち、実際に生活保護になった世帯がわかればよろしくお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 生活保護になった方の世帯数ということですが、7世帯でございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） この1年間で139件、これは多いのか少ないのかというのはちょっと微妙な数字かなと思うんですけども、例えば、この139件の主な相談内容がわかればお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 相談内容につきましては、一番多いのが収入、生活費のことということで約半分以上の78件ほどございまして、2番目に多いのが住まいについてということで12件ということで代表的なものが以上でございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 私もう少し、どちらかと

いうと年度ごとに相談件数はふえていくのかなというのは思っていたんですが、ただいまお聞きしました部長の答弁の中では自立支援相談についても住宅確保支援についても、年々数字が減っているんです。この減少している要因はなんであるのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、減っている要因について説明をさせていただきます。

減っている要因については、これだっちはっきり突きとめているわけではないんですが、原因としましては、現在の有効求人倍率が那須塩原市は1.45倍ということでかなり雇用情勢がいいということで、それに伴って減っているのではないかとということで分析をさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。

先ほどのほうに、ほとんど139件のうち78件が収入ということですから、大体就労的なものが何かそういうことで困って収入が減っているので、相談も少しずつ、あわせて求人倍率も上がっているということですので減っているのかなと思います。

ただ、この数字についてはあくまでも相談窓口に来た方であって、生活困窮者っていてもいろいろな方がおりますので、精神的な方とかいますから、実際に困窮をしているという方を見たらこの数字ではない、もうかなりの数になってくるのかなとは予想はつきます。

それでは、必須事業であります自立相談支援事業と住宅確保支援事業の課題について、支援者の把握について挙げられましたが、具体的にどのように把握をしていくのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） どのようにということですが、まず、それなりに相談に来た方については、生活に何らかの困り事を抱えているということで相談をしまして適切な支援につなげていきたいということで考えております。

それと、最も問題なのは、さまざまな事情により相談に来にくい方というほうが問題なのかなということで考えておまして、具体的にどういう方かということをおし上げますと、支援が必要なわけけれども、控え目な方で余り積極的にアピールしない方とか、あとは、もっと大げさに言えば自己放任型というか、困っているのに、もうどうなったっていいんだとか、そんな、英語でいうとセルフネグレクトとかいうような方とか、そういった方を捉えていくのが重要であるのかなということで考えておまして、こういった方をどうやって発見していくのかということになりますと、やはり市だけではちょっと難しい部分もございますので、関係機関とか、あと地域の方とか、いろいろな連携をして1人でもこういう方を支援の道に結びつけていくということが大切なのかなということで感じております。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 先ほども部長の答弁にありましたように、課題といたしましては相談窓口

に来られない方、いわゆる閉じこもりの方とかをいかに把握するかが重要であると、私も全くそのとおりだなと思います。

窓口に来る方、また窓口に来られる中でいろんな方にこういう支援とか、こういうところがあるよって言っていただいて来られる方はいいんですが、当然、近隣の方とか本当に接点のない方、ましてや自分の子どもがいわゆる引きこもりだということ、それを周りに人に余り言いたくないというのが現状だと思うんです。そういう方をいち早く発見するためには、やはり部長が言われたように民生委員とかそういう地域の方の力をおかりしていち早く困窮者のSOSを見逃さずに支援のほうにつなげていけるかというのは、本当に確かに私も大事なことだなと思います。

それと、私ひとつ思うんですが、この住宅確保支援事業なのですけれども、この事業につきましてはある一定の条件がございます。当然、就労を行っている方、もしくは住宅については、仮に今住んでいるところを出されてしまったときに次の住宅についてはその本人が見つけてこなければならぬ。ある程度の条件があると思います。

実際、住宅がなくなるということはよほどのことであって、そこで出されてしまうと大体は本当にお金がなくて頼る方もいない。そういう方が住宅を見つけてくるというのはなかなか難しいのかなとは私も思っています。むしろそういう方であると、どちらかというともう生活保護というほうになってしまうのかなというのわかりますけれども、ちょっとこの住宅確保支援事業についてはいろんな条件的には我が市では余りすぐ使えるような事業ではないのかなと、私もちょっと感じております。

しかしですけれども、この自立相談支援事業と住宅確保支援事業につきましては、この制度の根

幹を担っておりますので潜在的な支援者の把握をしていただき、なかなか難しいとは思いますが、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、続きまして(3)について再質問をさせていただきます。

この任意事業の家計改善支援事業の相談件数及び子どもの学習支援事業の利用人数についてお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、両事業の相談件数ということで説明をさせていただきます。

まず、家計改善支援事業につきましては、最初に答弁させていただいたとおり、自立相談支援事業と密接な関係がありますことから一体的に実施しております。相談件数につきましては、自立相談支援事業の件数と同じになります。

次に、子どもの学習支援事業の利用者につきましては、平成27年度97人、平成28年度73人、平成29年度59人となっております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。

家計改善支援につきましては、当然多くの方が、先ほども申し上げたように経済的なものということで、そういうふうなプログラムをつくりまして家計のほうの改善に努めているのかなとは思いますが。

また、子どもの学習支援事業ですけれども、この事業につきましては私も認めるところで、本市としては平成27年10月から行っていると思います。いち早く子どもの学習支援事業について取り組んでいただきまして、本当に県内でもこの事業を行っているところは少ない中で、本市ではいち早く取り組んだということはすばらしいことかなとは思

います。

これもそうなんですけれども、今、部長の答弁を聞きまして、利用者がやはりこれも減っているんですが、この減っている要因はなにであるのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、減っている要因についてご説明いたします。

この事業につきましては、対象者が生活保護家庭の方か生活困窮世帯の中学生ということになっておりまして、実施している場所が中学校区の公立の公民館10カ所で、夜の7時から9時まで実施しております。夜ということで、子どもが通うときに保護者が車で送迎するような場合が多くなると思いますが、生活保護の方は原則車はだめですので、あと生活困窮者の家庭も片親のご家庭というのが多いのかなということで、送迎がやはりちょっと難しいということで、これが要因になって利用者が減ってきているのかなということで分析をしております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） いろんな事情がありますから一概には言えませんけれども、大変いい事業ですので、せっかく行政が学習支援にということで、いろいろご家庭の事業がありますからなかなかその場所に連れてこれないというのはありますので、そういうところも仕方ないのかなということは考えられます。

今、部長のお話で生活保護の方と困窮者の方を対象にとなっているということでちょっとしたシビアな情報でございますので、このことについて教育委員会との連携は図られているのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、教育委員会の連携ということなのですが、教育委員会からは準要保護の家庭のお子様の名簿の提供を受けるなど、連携をしているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。じゃ、そこから辺は問題ないということでした。連携はとれているということで確認をいたしました。

この子ども学習支援事業、先ほども申し上げたように我が市としてはかなり早くこの事業を行っているということで、他の市町村も見習うというわけじゃないけれども、参考にさせていただくためにも、ぜひ我が市として学習支援事業を行っての効果について、今現在どのような効果があるのかわかればお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、効果ということで説明をさせていただきます。

効果といたしましては、27年度から昨年度までの卒業生は全て高校に合格しているというものが効果かなということで、貧困の負の連鎖を断ち切るということでは一定の効果を上げているのかなと思います。

今後は、高校中退の予防も必要であると考えておまして、進学後の支援も取り組めるような環境が整えられればいいのかということと考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 全員合格ということで大変にすばらしいと思います。スタッフの方のご苦勞もあるかと思いますが、こういうことが他市町村でもまねをしていって、ぜひ、この事業を他の市町でもできるようになればいかなと

思います。

それと、支援事業の内容で、今後より効果的な支援内容を研究するということによっておりましたけれども、具体的にはどのように支援内容をしていくのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 今後のより効果的な支援内容についてですが、この事業は子どもに学習を教えるというのが第一目的であります。できれば保護者を含めまして、保護者の方の生活環境について、先ほど申し上げました自立支援事業とも連携を深めながら、子どもは学習支援、親は自立支援というようなものを組み合わせたものがないのかなということと考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） じゃ、それはもう具体的にはどのようなイメージで考えているのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） あくまでもイメージということなのですが、子どもさんが学習支援をしている公民館で学習をしているわけですが、その場所に自立相談支援事業の出張窓口などを設けて、子どもさんだけではなく、その親御さんの生活環境の向上を目指した相談なんかができればいいのかということと考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） そうすると、それは現在行われている10カ所の公民館で、この学習支援をやっているですけれども、その10カ所にそのような窓口を置いて保護者にも生活環境の支援をしていくという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 10カ所全てかということですが、最初から全部10カ所というのは難しいのかなと思いますので、対象者が多いところから順次始められればなということ、そんなイメージでいます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。今の部長の答弁で、保護者の方も含めた自立支援をしていくということは大変すばらしいなと思います。

そうしますと、その子どもを親も含めて生活支援をしていくという方は、当然のことながら公民館で生徒を教えている方だと思いますけれども、その子ども支援事業の講師はどのような方が講師をされているのかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 講師の方の内訳ということでお答えをさせていただきます。

主に、塾の先生とか、多いのが学校の先生を退職された方、教員のOBが講師になってくださっております。現在、およそ20人が公民館に配置されております。子どもの学習支援だけではなくて保護者を含めた生活環境全般に対する助言をしていくということで研究をしていく上で、こういった経験豊富な学校の先生のOBが加わることは非常にプラスになっているのかなということで考えております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 私も本当にそう思います。そのOBの先生方が子どもの勉強とまた親に対する生活の援助というか支援をしていくということは2つのことができるという取り組みであるかなと思いますので、そのOBの先生が、そのスタッフが負担というわけではないですけれども、若

干大変になってくるとは思いますけれども、先生という経験豊富な方でありますから、ぜひ、こちらのほうを進めていただければと思います。

そうしますと、先ほど部長のほうから、例えば、生活保護の方なんかは車を持っていないので、こういう公民館になかなか来ることはできないと思うんです。そういう公民館に来られない保護者の方はどう対応していくのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 公民館に来られない方の対処ということで、2つ考えてございます。

すぐできそうなものは、ファミリー・サポート・センターという組織がございまして、そこで送り迎えをしている、お金は払うんですが、負担金は出るんですが、そういったものもございまして、そういったものが使えないのかということ、案内をするのが1つということで、それと、もう一つとしましては、公民館に来られないということに鑑みまして逆にこちらから出向くと、家庭訪問をするというような方法も、これはまだ具体的にちょっと検討という段階なんです、そういった方法もできないのかなということで研究をしているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 車のない保護者の方が家庭訪問していただいて、そういった支援的な指導をしていただくということは本当に心強いなと思いますので、ぜひとも検討をしていただいて、実行していただければなと思います。

続きまして、今回、高校生もということでありましたけれども、ほかに例えば、小学生という対象を今後拡大していくということは考えているのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 対象者の拡大ということでございますが、現在は中学生のみということで実施してございますが、できれば小学生や高校生まで対象を広げていきたいとは考えてございますが、そういうふうを実施をする場合どういう課題があるのかということ、現在、整理をしているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 確かに、高校生・中学生・小学生ってなるとOBの先生、要するに講師の問題もいろいろ出てくるかなとは思いますが。大変だと思いますけれども、ぜひこれが実行されれば子ども支援事業はかなり充実していくのかなと思っておりますので、何とか実行に向けてよろしく願いしたいと思います。

あと、この利用時間なんです、時間が午後7時から9時までとなっております。時間的に7時という大体中学生になれば、このころってかなりおなか減ってくるのではないかなって自分は予想するんです。当然うちを出てくることになれば、7時ですから到着前が6時半とかという時間になると思います。なかなかおなかをすかせて、食べてくる方もいるかもしれませんけれども、普通はおなかをすかせてそのまま勉強をするというのは、よく言うように腹が減っては戦はできぬではないですけれども、身に入らないというわけではないんですけれども、もしできることであるならば、子ども食堂なんかともあわせながら、この困窮者のほうに合わせて事業を行ってみてはどうかと思いますけれども、この意見に対してはどう思いますか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 学習支援の方に食事

の提供ということではありますが、これは本当に利用者にとっては非常にありがたいことでありまして、また仲間と楽しく食べたりとか、あとは先生なんかと会話をしたりとかしながら食事をとるということは非常にいいことなのかなということで認識はしておりますが、ただ、無償でというのはなかなか難しいのかなということで考えてございます。

今後は、子ども食堂を所管しております子ども未来部のほうと話し合いをしていきたいということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） ぜひ、子ども未来部の方と連携していただきまして、こちらのほうも実施していただければ子ども学習支援事業は有意義な事業になるのかなとは思っています。この事業、先ほども、本当に我が市は早く実施していただきまして、この支援法が3年たつんですけれども、そういう中で対象者を拡大し、または親も含めた自立支援をしていく、そして、なおかつ子ども食堂と組み合わせた事業になれば、これはかなり各自治体からも参考にされるのではないかなと思っておりますので、ぜひ実行に向けて努力していただきますようお願いをいたします。

続きまして、(4)の再質問をさせていただきます。

現状として、訪問による相談支援をしているということですが、相談をしている対象者はどのような方を訪問しているのかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） それでは、相談したいんだけど、窓口に来られない方の対象者ということでお答えをさせていただきたいと思っております。

こういった方は、やはり交通の便がよくなくて、

また車に乗れないようなお年寄りとか、あと体の状態、身体障害者の方とかが多いということでございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） では、大体本人とかそういう方から電話があって、こちらから出向くという形ですかね。例えば、民生委員とか地域の方から連絡があって行くのではなくて、どちらかというと本人や福祉関係の方からの連絡ということで、わかりました。

そうしますと、この項の課題といたしまして支援を必要としている方を把握するために、行政、関係機関、地域住民の連携の強化をするという答弁をいただきましたけれども、その内容について具体的にお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 地域住民との連携の強化の内容ということでございますが、先ほども言いましたように、支援が必要と思われるんだけれども、なかなか申し出ない方をどうするかと、実際にどうやって支援につなげていくのかなということでございますが、これにつきましては、やはり行政だけでは発見というのは非常に難しいものがございます。民生委員さんなどの関係機関や地域内における日常的な交流とか支え合いとか、そういった力が必要であるのかなと考えております。特に、地域内における支え合いの力が重要な鍵になってくるのかなということで認識をしております。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 確かに、地域住民の力をかりるということは本当に大事でありますし、関係機関との連携をとっていくというのも大事であると思います。

それとあわせて、行政の縦割りというか、今回の法改正の中でいわゆる自治体の福祉や就労など各部局が困窮者を把握した場合には支援制度の利用を進める努力を義務づけたという、今回の改正になっています。いろんな課に行きまして、住宅や、あとは市民課、国保とかそういうところで若干の滞納があった場合には、すぐその方に対して当然話を聞くことも聞きますけれども、いわゆる自立支援の窓口のほうに案内をして、もしあれでしたらばそちらで相談を受けるようなことを義務づけるということでありますので、いろんな関係機関のそういう縦割ったところとか民間との協力を得て、なかなか窓口に来られない方を把握し、早く支援に結びつけていくのが大事だなと思います。

また、滋賀県野洲市では、例えば、生活弱者発見緊急連絡プロジェクトというのを2015年に始めて、ここには不動産会社と連携をして、いわゆる生活弱者を積極的に支援して、不動産会社ということはまず大体生活困窮者になるのの一つの目安としてはやっぱり家賃をちょっと滞納していく、そういうところに目を向けて、いち早く困窮者であるかどうかというのをを見つける、サインを見逃さないということで、このプロジェクトをつくっております。

本市も、先ほど子ども学習支援のほうでもいろいろと検討される、また子どももふえてくるんだから大変だと思いますけれども、一つの参考といたしましては、こういったプロジェクトをつくって困窮者を早く発見するというのもいいのではないかなと感じております。

確かに、自宅にこもっている方を把握するということはすぐにできるものではないと思いますけれども、腰を据えてしっかりと取り組んでいただければなと思います。

次に、(5)について再質問をさせていただきます。

今後の取り組みといたしましては、子ども学習支援事業の強化及び就労準備支援事業の導入について研究するという答弁がございました。

子ども支援事業につきましては、先ほど部長のほうからいろいろとありましたので強化については確認させていただいたんですが、生活困窮者の相談支援体制を強化するために、国は支援会議を新たに設置するよう努力義務としているんですが、本市として支援会議を設置する考えはあるかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 支援会議の設置についてということで説明をさせていただきます。

支援会議につきましては、市の外部のいろいろな関係機関と連携をするということでございますが、この連携においていろいろと課題があるのかなということで、具体的には、そういった困窮者の個人情報の取り扱いなどいろいろなちょっと課題がございますので、こういった課題を整理していく中で研究をしていきたいということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） 守秘義務があったりということいろいろあるんですけども、例えば生活福祉部会、こういう中でそういうふうな連携をとってやっていくということは可能なかどうかお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 生活福祉部会で可能であるかということでございますが、やはり一番ネックになってきますのが外部との連携ですので、その中で外部の方を入れて生活が困窮している

という、ある特定の方の情報を共有していくというのは、個人情報との関係で少し研究しなくてはいけない部分があるのかなということで、ちょっと明確には答えられないんですけども、そんなような問題があるので、できるかどうかはまだ、今のところ明確には答えられないというところがございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） この支援会議については努力義務ということでございますので、決して、やれということではありませぬので、検討していただいて、もし可能であればこの会議を設置していただきたいなと思います。

続きましては、本市では任意事業といたしまして一時支援事業と就労準備支援事業、この2事業は行っていないんですが、一時支援事業について今後取り組んでいくのかどうかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 一時生活支援事業の取り組みについてということでお答えをさせていただきます。

この事業につきましては、住居がなくなった方に対して一定期間、衣食住の日常生活に必要な支援をするというものでございますが、果たして本市にこの需要があるのかどうかということが一番問題になってくると思いますので、そういった需要があるのかどうかということをよく調査研究をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました。

次の就労準備支援事業については、今後取り組む考えはあるかどうかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田代正行） 就労準備支援事業の取り組みでございますが、これは法改正によって努力義務ということになってきました。具体的には、先ほど来からご説明しています自立支援相談事業と家計相談事業にプラスして一体的に実施するということが求められているものでございます。

自立支援相談事業と家計改善支援事業につきましては、既に実施しているところでございますが、ここに就労準備支援事業を加えて実施するかにつきましては、今後の取り組みとしてどういった課題が出てくるのかということ、また調査研究をして実施していきたいということで考えてございます。

○議長（君島一郎議員） 4番、星野健二議員。

○4番（星野健二議員） わかりました、検討していただいてということで。

この就労準備支援と家計改善支援の実施率は、ともに2017年では4割程度の自治体しか実施はしていません。引きこもりが長かったのですぐに働けない方や家計が常に赤字、または世帯全体で収入があっても本人に収入がないなどのケース、80代の親が50代の引きこもりの子どもを面倒見る8050問題、こうした困窮者の自立を促すことが大変重要であることから、この2つの事業の実施が、先ほども部長の答弁で言われたように、努力義務に格上げをされました。

国は、今後3年間を集中実施期間と位置づけた上で、2022年度までの実施率100%を目指す考えでおります。また両事業を一体的に行う場合、財政支援を拡充することも国は言っておりますので、ぜひ実施に向けての検討をお願いいたします。

生活困窮者自立支援制度は、個人への支援だけではなく地域全体の支援力を高めることが求めら

れており、支援を通じた地域づくりも制度の目指す方向の一つとされています。生活に困難な方たちを行政や地域で支えていくことは共生社会の実現にもつながり、また就労を通じた人の循環ができれば持続可能な地域社会づくりへの展望が開けてくると思います。

誰もが住みやすい、そして誰ひとり残さない那須塩原市を目指して、さらにこの制度を充実させていくことを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（君島一郎議員） 以上で4番、星野健二議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 星 宏 子 議 員

○議長（君島一郎議員） 次に、8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 議員番号8番、公明クラブ、星宏子、通告書に従い市政一般質問を行います。

1、発達支援システムについて。

平成28年から運用が開始された発達支援システムは、子どもの発達に係る支援を縦割りから横へとつなぐ画期的なシステムです。各自治体も課題になっていた支援のあり方に、本市は先進的に取り組み、本システムが稼働してから3年が経過しました。

現在、保護者や関係者の方にも認知されつつあります。年々発達に課題のある子どもが増加傾向にあり、支援のあり方や当初のプランも見直す時期に来ていることから、現在の課題や今後の展望、支援のさらなる充実を図るために、以下について伺います。

(1)関係機関、市職員への周知について伺います。

(2)各年代ごとの課題と支援のあり方についてお伺いします。

(3)各関係機関や市へのつなぎの体制の現状と課題についてお伺いします。

(4)人的配置の展望についてお伺いします。

(5)るびなすノートの活用の現状と課題についてお伺いします。

(6)中学卒業から成人までのフォローの課題と今後の取り組みについてお伺いします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員の質問に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 1の発達支援システムについて順次お答えをいたします。

初めに、(1)の関係機関、市職員への周知についてお答えをいたします。

関係機関に対しましては、小・中義務教育学校長会議や発達支援・特別支援教育コーディネーター研修会、発達支援講演会を通じて、また市職員に対しては、副園長会議や発達支援ネットワークシステム研修会などを通じて周知しております。

次に、(2)の年代ごとの課題と支援のあり方についてお答えをいたします。

子どもの発達課題は多様であり、年代によって分類することはできませんが、どの年代においても一人一人の発達の様子や困り感を見きわめ、個々の特性に応じた丁寧な支援が求められています。しかしながら、支援者が子どもとの適切なかかわり方について苦慮しているという現状があります。

そのため、関係機関とともに一人一人の実態に応じた個別の支援計画の作成や適切な声かけ、アプローチの仕方などの具体的な支援方法に関する情報提供や研修の充実が必要であると考えており

ます。

次に、(3)の各関係機関や市へのつなぎの体制の現状と課題についてお答えをいたします。

保育園や幼稚園、認定こども園等から中学校までの必要な支援については、市と関係機関で相互に情報共有が図られており、つなぐ支援の体制はおおむねできている状況にあります。

今後は、特に中学校卒業から就労に至るまでのつなぐ支援のあり方について、関係機関と協議を行ってまいります。

次に、(4)の人的配置の展望についてお答えをいたします。

来年度からは、第2期那須塩原市発達支援システム推進計画に掲げる心理職や保健職、保育士、教員などで構成する多職種共同チームによる相談支援事業に取り組むに当たり、今年1月から、子ども発達支援カウンセラーとして非常勤職員の臨床心理士を新たに任用したところであります。

次に、(5)るびなすノートの活用の現状と課題についてお答えをいたします。

るびなすノートは、発達支援ネットワークシステムに参加している方全員に配布しております。子どもの成長の記録や支援内容の記録をまとめて保管できるもので、医療機関等を利用するときやライフステージが変わるときに活用いただいております。今のところ利用者からの改善要望等のご意見等はございません。

最後に、(6)の中学卒業から成人までのフォローの課題と今後の取り組みについてお答えをいたします。

中学校卒業後は、進学や就労など進路先が多岐にわたるため、一人一人に寄り添った相談や支援の充実が課題であると考えております。

そのため、推進計画ではつなぐ支援の体制整備充実事業を重点事業として掲げ、関係機関とつな

ぐ方法について具体的な協議を行い、中学卒業後においても一貫した支援ができる体制整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それでは、再質問に移りたいと思います。

まず、順次質問をいたします。

(1)番の関係機関、市職員への周知についてでございますが、先ほどの答弁の中では研修会または講演会などを通して周知をしているということでしたが、その研修会、講演会の内容をお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） それでは、研修会、講演会の内容ということでございます。

まず、研修会でございますけれども、発達支援・特別支援教育コーディネーター研修会につきましては、平成30年度は全部で4回開催しております。その上で参加者合計が183人でございます。

講師としましては、小学校の教頭先生、あとは国際医療福祉大学の教授にお願いしたものでございます。

参加してくる方は、発達支援児を担当する方というところでございます。

感想といたしましては、こういう個別指導の計画の進め方が理解できたというようなところをもらったところでございます。

あとは、講演会でございますけれども、こちらにつきましては、本年2月に三島ホールで開催しておりまして、参加者は市民の方ですけれども、371人の参加をいただきました。

講師としましては、やはり国際医療福祉リハビリテーションセンターの下泉先生に来てご講演を

いただいたところでございます。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） こうした研修会などを通して理解者も徐々にふえてきている現状もあるのかなと思いますが、それでは市職員に対しては副園長会議とか発達支援ネットワークの研修会などを通して周知をしているという答弁ではございましたが、保育園ではなくて、市の職員の方に対しても周知をしているのか、職員の内部での研修会を行っているのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 市職員に対しても研修を行っているのかというところでございますけれども、先ほどの研修も、そういう支援を要する児童にかかわる方を対象とした研修でありまして、市役所職員全員を対象とした研修というのはやっていないところでございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） そうしますと、例えば市民の方が相談に来たとき、これから発達支援システムというのは1人の子どもが大きく成長するまでのことをつないでいくシステムでございますので、ライフステージにおいてかかわるかはそれぞれあると思います。学校教育から今度は就職というのに至ってはそちらの担当になると思うんですが、窓口としては市民と相対したときに市の職員の方がこれを知っていないと、本当は発達支援システムのほうにのせるべきものでもあるのに、市の職員の方が知らないとのせられない。

例えば、この場で部課長さんたちは聞いていらっしゃるから、そういうのあったなって何となく頭にはよぎるかもしれませんが、窓口で対応されている方とか、例えば、市で採用されて間もな

い新卒者の職員の方がそれを知っているのかどうかっていったときには、まだまだ理解が進んでいないのが現状だと思いますが、このあたりはどのようにお考えになるのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 市職員の研修についてどう考えるかというところでございますけれども、この発達支援システムの推進計画というのを今回つくっております。今回の議会で、この後職員の皆さんにもそちらの計画のほうは掲示板を通じて周知させていただきませうけれども、研修そのものというのはちょっとやっていなかったところがあります。

市役所内でも、例えば、障害者の差別解消法の研修会とかそういうのも職員対象にやっておりますので、そういうのとタイアップするなり、あとは個別にやるなり、今後そういうような周知、職員に対する研修、そういうものはちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ、よろしくお願いたします。

また、この発達支援システムにおきましては、子ども・子育て総合センターが中心となって支援のあり方を検討するようになると思っておりますが、ここにかかわることもやっぱり健康増進課だったりとか保健福祉部だったりとか学校教育課とかさまざまありますので、これも、中心になってやるんだけれども、例えば、相談に来た場合に全部重なる場合がありますね、多方面にわたって。そうしたときに、この問題はあなたのところの部署がやる場所だよねとか、そういった指示系統のほうとか、例えば仕事の譲り合いだったりとかというふうに、市役所との連携という部分で課題とか

ないのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） そうですね、発達支援にかかわる事業というのは、健康増進課とかそれぞれ各課で事業として行っている部分はございます。

ただ、子ども・子育て総合センターのほうが一応中心になるということですので、発達支援にかかわる問い合わせとかがあれば全てセンターのほうでまずは受けるという体制をとっておりますので、そこから、それぞれ担当しているところがあればそちらに紹介ということはしますけれども、一応センターのほうで全ては受けるというような体制になっております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それもそうですし、あとは、学校教育課のほうと何かもっと別なことで相談、例えば、さきの星野議員が言っていた生活困窮であったりとか、さまざま学習支援だったりとかあったりするんですけども、学校教育課のほうで、例えば、ちょっとこの子自身は発達系に課題があるな、これはやっぱり発達支援システムのほうに紹介したほうがいいんじゃないかという、逆ですね。窓口に来た人はもちろん関係署内に連絡するのは当たり前なんですけれども、それ以外のところが気づいたときに、今度、発達支援にのせたほうがいいのかというふうに判断をして子ども・子育て総合センターのほうにつなぐ体制ができているかどうかというのも逆にお聞きしたいんですが。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 相談体制ができているかということでございますけれども、教育委

員会とはそういうふうには連絡は密にとっておりま
すし、また健康増進課からもこういう情報をいた
だくというところで、その辺の連絡体制はできて
いるというふうには思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それでは、そういった連
絡強化体制が、あとの質問にもなってしまうんで
すけれども、就労という部分にはまた農務畜産課
だったりとか商工観光課だったりとか、さまざま
そちらのほうにも関係が出てくると思いますので、
今後はそちらとの連携が必要になってくると思い
ます。そちらは後の質問に回したいと思います。

それでは、(1)番の質問は終わりました、(2)番に
移りたいと思います。

(2)番では、各年代ごとの課題と支援のあり方に
ついてということで、特性に応じた丁寧な支援が
求められているところではあるのですが、発達支
援システムにのるときには保護者のまず同意が必
要となります。それが、実はハードルが高いんだ
というお話もお聞きしました。そういった同意と
いうのがハードルが高いようであるならば、最初
の段階でお試し期間、例えば1年ごとに見直すの
はどうですかとか、発達支援システム準会員制み
たいな形でちょっとお試的なことで登録をする
という方法もあるのではないかと思います、い
かが思いますかお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 発達支援システム
の同意にハードルが高いというような話でござい
ますけれども、発達支援システムに入るのもいつ
でも入れますし、いつでもやめられるというよう
なところがございまして、その同意をするとい
う自分の心の中での葛藤というかはあるかと思
うんですが、手続的なところでは、そんなにハード

ルが高いとは思っていないところです。

○議長（君島一郎議員） 質問の途中ですが、こ
こで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

○議長（君島一郎議員） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 保護者の同意の心のハー
ドルが高いということで答弁をいただきましたの
で、ぜひハードルが低くなるような働きかけを今
後していただければと思います。

続きまして、各年代ごとの課題ということで質
問をいたしました、全体から見て子どもの発達
の支援としては、子どもの発達支援へのアプロ
ーチが課題なのか、それとも親を含めて家庭環
境からの支援が課題なのか、どちらが大きい課
題となっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 課題に関して、ア
プローチのほうは課題なのか家庭のほうは課題
なのかといったところかと思うんですけれど、1
回目答弁させていただきました、いわゆる適切
なかわり方に苦慮しているといったところにつ
きましては支援へのアプローチ、接し方への課
題というものがございまして。

例えば、多動のお子さんがいて、その子ども
さんが部屋から出ていってしまうと、追いか
けることで子どもが遊びで追いかけていると思
ってしまうため追いかけてくださいというよう
なアドバイスをもらっていても、やっぱりその
子が走っ

ていってしまうと危険ではないか、またはほかの子とぶつかってしまうというところがあって危険ではないかということを考えると、追わないでというアドバイスももらっていても追わざるを得ないという、周りで支援している方ではそういうような苦慮があるというところでございます。

あとは、家庭としても、やはり支援を要する子ということを余り理解していないところもあつたりします。性格と発達支援の違いといいますか、やっぱりそういうところが難しいところがあるかと思っておりますので、そういうところでも課題があるのかなというふうには思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 先日、発達支援に関する講習会のほうでお聞きしたことで、アメリカのほうでの作業療法の資格を持った先生だったんですけども、子どもが動き回ったりとかさまざまな話もありました。今、学校のほうでは、やはりちょっとそこまでは考えてはいないとは思うんですけども、こまというのは回っているときには中心軸がちゃんと立っている中でくるくる勢いよく回っていますけれども、中心軸が、こまが緩くなってしまうと倒れてしまう、体幹が鍛えられていなくて動き回っちゃう、動き回っていたほうがむしろ落ち着くという子もいたりします。

そういった中で、ちょっと気になる子ということでは正常のほうに、動かないようにというふうになってしまうんですけども、むしろその子がどうすれば居心地よくというか集中ができる状態になるのかということを考えてあげることも大事だとは思いますが、また親御さんという部分では、家庭環境というところではさまざまな家庭環境もありますので難しいこととは思いますが、今言われて、よく親学ということも取り上げられていると思います。

こういったことに対する親学の推進ですとか、幼児教育とかそういったことに対する考え方はかわりがありますので、教育長のお考えと、あと子ども未来部長のお考えのほうをお伺いしたいと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（大宮司敏夫） では、親学についてということでございますが、議員ご承知のとおり、私も、親学につきましては、一番規模が大きいのは就学時健康診断における親学習といったもの、あるいは出前講座等がありますけれども、親になるためのさまざまな知識であつたりノウハウであつたりというのは、実は、これまでは家族の中にモデルのようなものがあつて、それで自然に身につけてこられたと。

ところが、今、核家族化が進んでおりますのでなかなか望ましい親としてのモデルというものを見ないままに親になってしまうといったこともあつたりするし、子どものさまざまな発達促進についても多様性という部分で飲み込める部分と、それが子どもにとっては困り感になっているところはまだ見きわめというものがなかなか区別がつかないというようなこともあつたりしますので、そういったことも踏まえて、親としての学びというものをお確かめしていくために親学習というものはこれからもっともっと充実していかざるを得ないようなところに来ているのではないのかなというふうには思っております。

また、ちょっと離れますけれども、発達よりもっと広くくりで考えたときに、今現在、さまざまな子育ての中で子どもがとうとい命を落としたりする虐待とかそういったものにまで来ているわけがありますので、そういった観点からも、やはりしっかりと子育てについて親としてのありよう

というものを、この際、意図的、計画的に学ぶ機会というものを行政側としても準備していかなければならないのではないかなと思います。

そういう点で、実は、本市では既に母親学級ということで、これは保健福祉部のところですが、間もなく親になろうという方々を対象にした中で、私どもの生涯学習課の職員が担当して親学という形でかわりを持ったりできておりますので、こういったものをもっともっと大きく捉えていって、部局横断的にいろんな機会を捉えて、何か新しいことではなくて今までやってきたことを総合的に捉えて、より適切なきに親の学びができる機会をさらに充実させていくということはとても大切なことではないのかなというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 教育長が総括的に言っていただきましたので、私らの考えている虐待とかそういうふうな部分、あと親に寄り添うという部分も、今、教育長が言っていただきましたので、特に私のほうからはそれ以上はございません。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 先ほどの教育長のご答弁の中で、やはり横断的ということでお話があった中では、市の出前講座の充実を図るということもいいと思うんですね。宇都宮のほうでちょっとホームページを開いたら教育に関することでの市の出前講座がかなり充実してやっていたりしておりますので、これは、やはり部課をまたいだ取り組み、また広く市民にも呼びかけることもできますし、さまざまところでこれをうたっていければいいのかなと思いますので、そういった充実のほうもよろしく願います。

それでは、続きまして(3)番と(6)番は関連してお

りますので一括して質問したいと思います。

発達支援システム推進計画のアンケートの調査から、小学校から中学校への支援の引き継ぎのことでの問いで、中学校から高校への支援の引き継ぎで両方とも特に連絡は、小学校から中学校、中学校から高校の引き継ぎに対して、特に連絡もなく保護者からも引き継ぎがなかったという結果が出ているんですけども、なぜ引き継ぎがなかったのか、学校から連絡がなかったということは学校にその意思がなかったのか、それとも必要なしと判断をされたのか、ただ単純に忘れていたのか、人数は本当に少ない人数ではございますが、今、少ないうちにこの課題の根本原因を調査していく必要があると私は思ったのですが、その捉え方はどのように捉えているかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） アンケートの中で、引き継ぎがなかったというところでございます。

これにつきましては、本来は話し合いをしなければならぬというところがございますので、周知不足というところがあります。

そういう中で、担当同士できちんと連絡がとれるように、再度周知させていただきたいと思えます。大変申しわけございません。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 課題があるということはとてもいいことで、それを本当に今後改善をしていくとても重要なことですので、引き続きよろしく願います。

また、就労に関しましては、市から離れます、県とか、中学校卒業後、高校進学だったり専門学校行ったり大学と、さまざまなライフステージの中でつなぐ支援がより細かく重要になってくると思いますが、市でも重点事業として掲げるとい

ことだと思えます。そこでの連携としましては、県が実施しているポラリスとかハローワーク、企業との連携をどのように図っていくか、もし今お考えがありましたらお伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） ポラリスとかそういうものとどのようにかかわっていくかというところでございますけれども、企業との連携、そういった中で、その企業に対しては、今うちがやっている発達支援システムというものを知らうということが、まずは必要なだろうというふうに思っています。

また、システム利用者を通じて、その子のニーズに合った関係機関と調整するというか支援を要する企業の取り組みを知ると。企業ではどんな取り組みをしているか、そして、その企業が支援を要する方に対してどのような体制をとっているかをうちのほう企業が行って、そこから情報を収集してきて、それをこのシステムに入っている方々へ教えてあげるといったようなことが必要になるかと思っておりますので、まずはそういった企業、どこの企業へ行けばいいかというのもまた考えなきゃならないところがあります。

その辺では、ハローワークとかそういうところへ行って、どういう企業が、どこの企業がそういう支援児に対して採用というところで取り組んでもらっているか、そんな情報を得ながら企業とのつなぎというものをやっていきたいというふうに思っているところです。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ、よろしくお願いいたします。

また、例えば企業の面接とか採用とかに関しては人事課の方は理解されていても、ともに働く人

が理解をしていないと、せっかく就職したのにちょっと理解がされないとつらい部分も出てきてしまうと思いますので、子どもたちが安心して働ける環境づくりのための下地づくりを今から始める必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

発達支援システム自体は子どもが二十歳までが対象になりますが、その後のフォローはどこ部署が担っていくのか、そのまま子ども未来部としてかかわっていくのか、そこを確認させていただきます。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 二十歳以降のかかわり方ということでございます。

今回、システムの中で二十歳までというふうな規定にさせていただいておりますけれども、その後も、例えば相談等でこちらに来れば、当然それに対しては相談に乗っていくというような体制はとっていききたいというふうには思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、(4)番に移ります。

人的配置ですが、支援が必要な子どもが今増加傾向にある中で、1人心理士の方を採用することでより専門性が高まったと思いますが、例えば発達支援のサポーターを養成したりとか、地域とかPTAというよりも保護者の方での理解の輪を広げるという意味では発達支援サポーター養成講座などを開きながら学校に対してとか保育園とか幼稚園などに対して、ちょっと支援でお手伝いをしてもらうという方法もあるのではないかと思います。そういった部分ではいかがでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 発達支援サポーターの活用というところでご意見いただいたところ
です。

学校や保育園につきましては、それぞれに支援員を配置しておりますので、発達支援のサポーターを配置しなくても支援児に対する対応はできているというふうに思っております。

また、星議員がおっしゃるような地域、やはり地域の盛り上がりというのにも必要かと思っておりますので、そういう中で地域が知ってもらわないといけないという部分もありますので、そういう発達支援のサポーター、また県でやっています発達障害サポーターというのがこの間新聞にも載っていましたけれども、そういう方々をもし生かせるのであれば、そういう方々と気運をつくるというか盛り上げたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 去年、まなび博で大空小学校の木村元校長先生が講演をいただいた中で、大変に、ちょっと発達にそれこそ課題のある子どもたちがたくさんいる教室の中で木村先生はインクルーシブ教育を進めてきた方です。その中で、地域の方にもサポーターとして入っていただいて学校づくりをしたわけなんですけれども、やはりちょっと暴力的になってしまう子どもに対しても、あなたはいい子なんだよって、すごくいい子だねって地域の方が声をかけてくれたから僕は頑張れる、何度でも失敗してもやり直しができる、だから、やっぱり子どもというのは地域で育てていくことが大切なんだということをお話しされていたときに、本当に涙が出る思いで聞いていました。

そういった本当に温かく見守るという、その地域の気運をつくっていくということも子どもをこれから育てていく上では必要だと思いますので、ぜひこういったことも、私も取り組んでいきたいですし、これからまた力を入れていっていただければと思います。

続きまして、(5)番のるびなすノートの活用についてですが、るびなすノートは発達支援システムにのりますという方がいただくノートにはなっておりますが、私としましては、要は母子手帳の小学生版に使えるのではないかと思いますし、子どもが入学をするときに市からのお祝いとしてプレゼントしてはどうかと思います。子どもの成長記録ですとかを記入できるようにもなっておりますし、身長とか体重とかも書き込みながら、また写真とかとったものを張ってアルバムにしてもいいと思いますし、そういったもので成長記録として使えるような形でプレゼントというのは、ちょっと今、どうでしょうか、提案をしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） るびなすノートを小学校入学したときに配布してはどうかというところでご意見いただいたところでございます。

今現在、そのような考えはないところではあるんですけれども、ちょっと学校教育課、そして健康増進課のほうと協議させていただければというふうに思います。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） そうすると、やはりちょっとハードルが低くなってくのではないかなと。みんながもらっているものの中でちょっと課題があるなと思ったら、そこにるびなすノートと先生とのやり取りだったりとか健康増進課のやり取り

だったりとかさまざま、またそこから幅が広がっていきますので、ぜひご検討いただければと思います。すごくA4サイズの半分のサイズでファイルもとてもよくできていると思っていますので、バッグの中にも入りやすいし、いろいろ活用できればと思います。そうした中での周知活動というのにもつながると思いますので、ぜひ前向きにご検討をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、今回のこの計画全体といたしまして、やはりアンケート調査の中に小さい声で、多くの声ではないんですけども、軽度な子への支援の充実が必要ではないかという声があったり、または保護者自身の悩みや思いを抽出することができる体制をより充実させていく必要があるという、課題の考察に書いてあったんですね。

これとてもすごく大事なことで、親御さんが相談をするときって子どもが中心になってしまうんです、どうしても。子どもの相談が悪いわけではなくて、実は親御さんの悩みのほうが重要であったりということもとてもあるんです。そうしたことにも、その保護者さんとかご家族への支援という窓口も本当に大切であるので、その悩みの質の違いというのがあるんですね。親御さんの悩みが解決したら子どもも落ち着く場合があります。そういったことを受けとめられるようなものを、今後どのように考えていくのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 保護者の支援というのが、要するに子どもの支援につながっていくというところなんだろうと思います。確かに議員おっしゃるとおりに親が変わることによって子どもが変わるというようなところもございます。

その中で、我々もこのシステムの中で支援を要

する子どもさんと一緒に保護者の皆さん方とも話し合いをさせていただいているところでございますので、そういう中で保護者の皆さん方にも寄り添ったような形の中で、相談等に乗っていききたいというふうには思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） よろしくお伺いいたします。

発達支援システムに期待することや要望することは何ですかという問いの中にもあった小さい一つ一つの意見ではございますが、それがこのシステムをつくる上ではとても重要な財産になってくると思っていますので、こういった課題とか要望をシラミを潰すように潰していきながら課題解決に取り組みながら、この発達支援システムが大きく大きく育っていくことを期待したいと思い、この項の質問を終わります。

続きまして、2、保育施設等に関する今後の取り組みについて。

那須塩原市子ども・子育て支援事業計画が来年度で終了いたします。少子高齢化が進む中、共働きの家庭がふえ、本市においても待機児童ゼロに向けて保育施設整備を進めてきましたが、施設がふえると預ける人もふえ、子どもの年齢も低年齢化しています。

子育て環境を整備することは、今後の市の発展に欠かせない重要な事業です。待機児童をなくし、働きながら安心して子育てができる那須塩原市を築くために、以下について伺います。

(1)待機児童に関する現状と課題について伺います。

(2)地方裁量型認可化移行施設について所感を伺います。

(3)サテライト型小規模保育事業について所感を伺います。

(4)地域連携コーディネーターについて所感を伺います。

(5)ゼロ歳児の育児休業終了後の入園予約制導入について所感を伺います。

(6)医療的ケア児の保育支援事業について所感を伺います。

(7)幼児教育無償化の対象にならない家庭への市単独事業による支援について伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） それでは、2の保育施設等に関する今後の取り組みについて順次お答えいたします。

初めに、(1)の待機児童に関する現状と課題についてお答えいたします。

本市における国の基準に基づき算出した待機児童数は、平成30年10月1日現在で5人となっております。前年同期と比較して45人の減となっております。

今後は、これまで行ってきた施設整備による保育定員の増に対応するための保育士の確保や入園可能な施設の紹介など、保護者へのきめ細かな相談対応等が引き続きの課題であると考えております。

次に、(2)の地方裁量型認可化移行施設についての所感についてお答えいたします。

地方裁量型認可化移行施設は、国家戦略特区内における特例的な施設形態として国の設備運営基準等を自治体が独自に緩和できることを検討されている制度案であるため、本市では検討しておりません。

次に、(3)のサテライト型小規模保育事業についての所感についてお答えいたします。

サテライト型小規模保育事業とは、3歳未満の児童の受け入れを行っている家庭的保育事業、小

規模保育事業において、自治体によっては3歳に到達した児童の受け入れ先となる保育園等が確保できていないことから創設された事業であります。本市では、既に全ての小規模保育事業所等が連携施設を確保し、継続して保育を提供できる体制を整えていることから、本事業の活用は考えておりません。

次に、(4)の地域連携コーディネーターについての所感についてお答えいたします。

地域連携コーディネーターは、保育園などの設置の際の地域住民との調整や合意形成などを行うために配置するものでありますが、これまでの保育園等の整備に当たっては市及び事業者が連携して地域の皆様に説明し、理解を得ながら進めていることから、本事業の活用は考えておりません。

次に、(5)のゼロ歳児の育児休業終了後の入園予約制導入についてお答えいたします。

本市では、保護者が育児休業終了後に職場復帰できるよう、翌年度の入園申込みに当たっては、翌年度末までに入園を希望する児童を受け付け対象としており、いわゆる入園予約に対応した受け付けを行っております。また平成30年度の新規入園申し込みから、妊娠中の保護者の出生予定での入園申し込みを行っております。

次に、(6)の医療的ケア児の保育支援事業についての所感についてお答えいたします。

国の補助事業である医療的ケア児保育支援モデル事業は、基幹施設となる保育園などに看護師などを配置し医療的ケア児の受け入れ体制を整備するほか、管内の保育園などへ医療的ケア児の受け入れに関する指導助言等を行うものであります。

保育園などにおいて医療的ケア児の受け入れが可能となれば、保護者や保護者及び児童の生活支援の向上につながるものと認識しておりますが、対応する施設において職員の配置や必要な研修の

受講など、安全・安心な保育環境の整備が必要であることから、実施に当たっては多くの課題があるものと考えております。

最後に、(7)の幼児教育無償化の対象にならない家庭への市単独事業による支援についてお答えいたします。

ことし10月から3歳未満の住民税非課税世帯の子どもが無償化になりますが、無償化の対象とならない子どもに対しても多子世帯やひとり親世帯などへの負担軽減を既に行っていることから、改めて市単独での支援を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それでは、再質問に移らせていただきます。

現在、待機児童は5人ということでしたが、9月からたしか入園受け付け開始になると思うんですが、昨年度といたしますか、入園の問い合わせ件数ですとか、年間を通してどのくらいあるのかおわかりになったら教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 入園に関する問い合わせの件数ということでございますけれども、電話等も含むんだらうなと思うんですけれども、大変申しわけないんですが、そちらまでちょっと件数を把握しておりません。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） それでは、入園申し込み数、年に大体3回やっているとと思うんですが、その入園申し込み数、1回、2回、3回とそれぞれ教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 申し込み件数というところでございます。いわゆる31年度の新規申し込みを平成30年度に受け付けしたわけでございますけれども、その申し込み件数を申し上げさせていただきます。

第1回目が804件、第2回目が67件、第3回が50件、合計で921件でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 921件のそれぞれ申し込みがあったということで、それでは那須塩原市の園全体での受け入れ数といたしますか、ゼロ歳から2歳、また未就学児、何人ぐらい受け入れ数があるのかおわかりになったら教えてください。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 受け入れ数ということでございます。今回、平成31年度受け入れに当たりまして、ちょっと31年1月末現在の数字で言わせていただきます。

ゼロ歳児が269人でございます。1歳児が478人で2歳児が574人で、あと3歳以降ですけれども、1号認定といたしまして、いわゆる幼稚園の部分で、そちらが1,408人で、2号認定が1,882人でございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） そうすると、ゼロ歳から1歳、2歳がかなり多いなということを感じました。31年4月1日現在、これはホームページのほうから見たものなんですけれども、受け入れ予定児童数が全体としては、ゼロ歳から2歳が8名あきがあって、1歳が24名で、2歳が22名あると。あと3歳から5歳としては、3歳児が28名で4歳が21名で5歳が56名いるということに、これはちょっと計算して出した部分なんですけれども、こうした中で、例えば申し込み、待機児童の問い合

わせ件数というよりも、それぞれ申し込み件数が921件ある中でももちろん入れなかった方なんかも、高久議員の先ほどの質問にもありましたけれども、入園待ちという方もいらっしゃると思います。

そういう中で、入園保留となっている、今回の申し込みの中では何件、例えば第2回の選考においては申し込み数そのものが67件でしたか、すみません……67件、すみません、要は入園保留通知書というのが入れなかった親御さんのところには行っていると思うんですね、今回何人申し込みがありましたという中で、平成31年1月28日付では市全体としては308人の申し込みがありましたということでの送付がありました。

その中で、同じく受け入れられる保育園はここですよという案内の中で、1歳児がどこどこ保育園で1人、どこどこ保育園で1人とかというふうにならなっているんですけども、同じ表の中で308人の申し込みがあった中で、実際のところ、例えば、ゼロ歳児で見るとゼロ歳児で8人あきがあるんですね、市全体で。物すごいこれは308人というのがゼロ歳から1・2歳も全部含めてになると思うんですけども、要は308人という申し込みの中で市全体の受け入れ児童数がかなり少ない。この3回の申し込みの中では少なくなっているという中で、待機児童が5人というのはどういった計算方法だったのかなと思ってこの質問をさせていただいたのですが。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 三百何件ある中で待機児童が5人というところの話かと思うんですけども、先ほど高久議員にも申し上げましたけれども、いわゆる入園待ちという形でございます。先ほど、30年10月1日で待機児童を申し上げましたけれども、そのときに待機児童は5人

であると。そのほかに入園待ちということで97人がいるというところでの計算でございます。

入園待ちというのはどういうのかっていえば、ある一定の一つの保育園しか行きたくないとか、そういうふうな部分とかで除いていった数になりますので、そちらと合わせると10月1日現在で入園待ちというか待っている方、待機児童も含めるとそういうふうな102人というような計算になるかと思えます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解しました。

まず、件数はわからないということではあったんですけども、例えば、入園を希望したいんです、入りたいんですって問い合わせがあった場合に、多分家庭の状況とかをお聞きになるかなとは思いますが、そのときの対応としましては、そこが第一弾、ちょっとふるいにかけている部分はないのかどうか。要は、まだあなたおうちで見ていたほうがいいんじゃないですか的な、そういった部分での入園をちょっと待っていてくださいとかということでの、断ると言っただけは言葉が悪いので、もう少し先延ばし的な部分で案内とかをしているということはあるですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 案内の仕方ということでございますけれども、先ほど、すみません、入園待ちと待機児童の中で97人と5人で102人と言いましたけれども、入園待ちの中に待機児童入っていますので97人でございます。大変申しわけございませんです。

案内の仕方ということでございますが、窓口に来れば希望のところを保護者さんが書いてきます。その中で、そこに入れるかどうかというのはそのときにご案内はさせていただいているところです。

それでも、あき待ちといいますかそういうふうなものでそこへ出すということであれば、それは受け付けますし、また、ほかにあいているところであればそちらのほうへ申し込みをするというようなところで、窓口の中ではあっせん的な、こちらの保育園ならばあいていますよとかそういうふうなものは当然やらせていただいているところがございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。

入園希望して、なかなか希望に沿うことができない部分で申し込みを待とうかなという方もいらっしゃると思うんですが、例えば保護者へのきめ細かな相談対応という部分では保育コンシェルジュも配置されていると思うんですけれども、保育コンシェルジュの人数とか、配置したことで改善されたこととかありましたらお伺いします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） コンシェルジュですけれども、今配置しているのが2名でございます。やっている内容の中では入園の相談とかそういうのも、当然受け付けております。また、あとは子育てというふうなものでの相談なんかも受け付けているといったところでございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） より丁寧を受け付けとか対応されているということだと思います。

できれば、最初に入園希望開始されたときに皆さん全て入れれば一番いいんでしょうけれども、待機児童といった場合になかなか皆さんのご希望に沿えない部分があるし、また人気のあるところには当然集中してしまうということもあると思いますので、その辺は大変だと思いますが、今後も引き続きコンシェルジュさんにもお手伝いしてい

ただきながら解消をできればと思います。

続きまして、(2)番の地方裁量型についてなんですが、地方裁量型認可化移行施設というのは、要は国の特区になることで国の運営基準を満たす保育園で実施されるということが基本になります。地域の課題の解決策を提案して運営に当たれるので厚生労働省としては全国にこのシステムを広めたいということもおっしゃっていました。

待機児童問題ということに関しましても、表に出ない数字で園活をしている潜在的なニーズといえますかね、家庭があるということもあると思いますので、そこを踏まえた上で、例えば、認可外保育園というものは、なかなか希望しているところには入れない、でも働かなきゃいけないということに対しての救いにはなっていると思うんですけれども、ここに関して市のほうといたしましてはどのようなお考えでいるのかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 認可外保育施設について、市はどのように考えるかといったところかと思えます。

次回の子ども・子育て未来プランは、32年度から作成するということがございします。その中で、いわゆるニーズ調査をやっているところがございします。そのニーズ調査等によって保育園が足りるのかどうかというのも予測しなければならないと。今回の31年の申し込みも当然参考にはなりませんけれども、そういう中で認可外の保育施設がやっぱり認可として必要ではないかというふうになれば、そういうふうな希望があるかどうかとかそういうふうな調査をかけていかなければならないかなというふうには思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 認可外保育園としましては、やはり市の基準をきちんとクリアにしてちゃんと制度を守ってやっているところは、やればやるほど赤字になるんです。そこをしっかりとフォローしていただけるような支援の充実もとても大事なことではないかと考えますので、ぜひ特区になることでその部分での負担感がなくなるのであれば、そういった地方裁量型ということでお考えいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

(3)番、(4)番に関しての再質問はございません。

(5)番に移ります。

育児休業終了後の入園予約制に対応した受け付けを行っているということなのですが、そこに対しての課題はないかどうかお伺いをいたします。

例えば、入園予約をしても点数で入園できない件数はあるのか、同時期に申し込みをした人のほうが実は点数が高くて、予約していたのに入れなかったわって、保育園落ちたわなんていうことはないかどうかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 入園予約制のほうですけれども、入園においては点数制というものでやっております。これについては、入園予約制にしても、そのときに予約ではなくても申し込みをするというところでも同じ扱いでございますので、入園予約制だから不利だとか有利だとかは特にないかと思っております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。

それでは、続きまして(6)番の医療的ケアに移ります。

医療的ケア児を受け入れるに当たりましては、大変多くの課題があると思いますが、ケアが必要

なお子さんを持つお母さんたちからのお話も伺いましたが、お母さんたちも家計の問題上、経済の面からも仕事をしたいけれども施設に限りもありますし、定員に限りもありますし、またやっと入れたとしても午後は放課後デイ・サービスを利用する方もいらっしゃると思います。そこに預けざるを得ないんですけれども、ここもやはり制限がありまして、同じところにずっと預けることができない。また曜日で、月曜日はこっち、火曜日はこっちというふうに幾つかの園を転々としているような状況の中で子どもも落ち着かない。また親のほうも働きたくても働けないという状況があるということもお伺いしました。

今後、こういった病児的ケアが必要な子どももさまざまな子どもたちと触れ合うことによって、発達という部分では本当に元気になっていくと思いますし、子どもも、やはりそうした子どもと接することによって話しかけたり助け合ったりしながら、ともに成長していくことが自然にできていくようになることと思います。

そうしたことも含めまして、これから将来に対しての財産を考えたときには確かに手当てをすることは大変だと思いますが、そういった何か受け入れられるような那須塩原市ならではの独自の対応、こういったことも含めて今後整備をしていく必要があるのではないかと思います。もう一度改めて、市の考えのほうをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 医療的ケア児の受け入れというところでございます。

先ほどの答弁でも申しましたが、ハードルが高いといえますか、ケア児、子どもさんの健康というものを守らなければならないということもありますので、その辺では職員を配置しなければなら

らない、看護師とかそういうものも配置しなければならぬというところでもハードルは高いものだというふうには思っております。

あとは、市内の民間保育園等も含めてどこかでやってくれるところがあるか、できるところがあるか、そんな意向調査的なものはしてみたいなとは思っています。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ、まずは意向調査から進めていただければ、そこから一步が進むと思いますので、これは今後やはり学校のほうにも私は医療的ケアの受け入れということも、インクルーシブ教育ということを考えてときに必要になってくるのではないかと考えておりますので、発達支援システムに乗じてではないんですが、そういったことも今後お考えいただければと思います。

また、(7)番の無償化についてなんですけど、例えば年収650万以上の世帯のゼロから2歳児の場合というのはやはり無償化に対しての対象にはならないというか、市のほうではそういったことへの支援のほうは考えないということではよろしかったですか。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

子ども未来部長。

○子ども未来部長（富山芳男） 600万あると対象にしないかというところがございます。

先ほども申しました、いわゆる多子世帯とか、ひとり親世帯、そういう方に対して負担軽減措置をとっておりますので、改めての制度設計は今のところは考えていないというところがございます。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 了解いたしました。

今回、このことを取り上げましたのは、子育て支援計画を策定するに当たりまして、今後5年間の中で社会情勢が大きく、今変わるときであると

思います。そういったときにでも、この計画をもとにさまざま計画をつくっていくわけなんですけれども、そういう状況の変化にも対応できるように、今、国で進めている施策なんかも取り入れられるように、市単独の補助でやるにはかなり費用なんかもかかりますので、そういったときに交付金をどのように申請をしたらいいのかというときに計画が必ず必要になってくると思いますので、そうした計画を立てていく中で勘案していただければと思います、今回この質問を取り上げさせていただきました。

以上でこの項の質問を終わらせていただきます。

続きまして、3、持続可能な開発目標（SDGs）のアクションプラン実施へ向けて。

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針優先課題①あらゆる人々の活動の推進の中に情報のバリアフリーの推進があります。高齢者、障害者、外国人に配慮した通信や情報提供はIoT、ICTの革新によりますます利便性が図られるようになります。こうしたツールを用いての情報のバリアフリーの体制を整えることは持続可能な社会を築くために必要なことから、以下について伺います。

(1)窓口業務における情報バリアフリーの現状と課題について伺います。

(2)今後の窓口業務の情報バリアフリー化への取り組みに対する市の考えを伺います。

(3)窓口業務に手話通訳テレビの配置やタブレットのさらなる活用をする考えがあるか伺います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） それでは、3の持続可能な開発目標（SDGs）アクションプランの実施について(1)から(3)までは関連がございますので、一括してお答えを申し上げます。

窓口における情報のバリアフリー化につきましては、窓口サービスの向上を図る取り組みの一つといたしまして、平成25年度から本庁及び各支所の一部の窓口、出張所において外国人来庁者への対応用として翻訳機能を有したタブレットを配備しているところでございます。しかしながら、現状といたしましては、外国人来庁者であっても日本語を理解できる方が多く、また日本語にふなれな場合には通訳の方などと一緒に来庁されるといった状況にありまして、タブレットを活用する頻度は極めて少ない状況にあります。

また、高齢者や障害者に対しては、現在特段の機器を用いてはおりませんが、職員一人一人が相手方に寄り添い丁寧な対応を行うことで、先ほど申し上げました外国人も含め、来庁者との情報のやり取りや行政サービスの提供に関し支障や格差は生じていないものと考えております。

なお、今後ますます社会が多様化する中、自治体がより質の高い窓口サービスを提供する上で、こうした情報通信機器は有効なツールの一つになり得るものと考えられることから、現行の機器のさらなる利活用を含め、その有効性、利便性などについて引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） 今回、タブレットの活用について、窓口業務ということで取り上げましたが、外国人の方もタブレットの存在を余りよくわかっていないのかもしれないなと思って思いました。先ほどの答弁を聞きながら、そんなことを感じたのですが、翻訳機能付きのタブレットが置いてあることを外国人の方にもPRしているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） 申しわけありません、詳しい窓口の対応は別にしまして、役所全体としてこの翻訳機能のタブレットを置いてありますよというPRは特にはしておりません。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ、皆さん知っていただけたほうがいいと思います。

あと、障害者の方に対して、今、別にこれといった支障はないということでしたが、宇都宮のほうではタブレットを用いまして手話通訳の導入をしました。これは窓口にも、要は耳が聞こえなかったら手話で、電話して、ちょっとこれは窓口で聞きたいな、電話をしたいなと思っても、健常者の方は電話すれば問い合わせできますよね。でも、耳が聞こえない方は手話をしたって相手にはつながらないので、そういったことを自分のおうちの、要はタブレットかパソコンと、あと市役所の福祉課とスカイプでつながるんですね。それで手話通訳をしながら、ちょっとした問い合わせだったらそこでできるんです。

必要であれば、そこを業務に持って行って必要などころでまた受け答えをしてもらおうというシステムをつくりまして、それは手話通訳者が2人非常勤で滞在しておりますので、その方が通訳をしてくれるようになっております。そのほかには、民間企業で手話通訳というものをやって業務をつなぐというものをドコモショップの窓口ではやっていたりするんですが、それを今度、飯能市ではやはり窓口のほうで取り入れたりしておりますので、さまざまなやり方はあると思います。

ましてや、本当に支障はないとおっしゃってはいたんですけれども、それは受け入れる側としては確かに支障はないのかもしれないんですけれども、来る方のほうは手話通訳ができる方とともに窓口まで来なきゃいけないという負担感もとても

大きいものがありますので、ぜひ、そこのバリアフリーをしていただけたらと思います。

また、先ほど外国人も扱えるタブレットの話がありました。タブレットの中にUDトークというアプリがあるんです。そのUDトークというのはしゃべり言葉が文字で表示をされるんですね。そうしたことで視覚でもわかりやすい。これは多言語にも対応していて、また漢字が読めない方に対して小学校1年生から5年生の漢字平仮名でも表示ができるという、本当にやさしく丁寧にできております。これも数年前に私もUDトークは知ってはいたんですけども、随分ここ数年で性能も上がりましたので、こういったものも窓口業務として備えてはどうかと思いますが、そのあたりの考えと伺いますかお聞かせいただければと思います。

○議長（君島一郎議員） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（山田 隆） SDGsの実施方針の中で、この情報のバリアフリーの推進化、情報格差を解消する、それから、誰もがICTの恩恵、つまり情報通信技術の恩恵が受けられるという理念のもとに進めていくというところであれば、今、議員のご指摘のさまざまな機器の活用というのは当然のことながら検討していかなければならないと思っておりますので、今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（君島一郎議員） 8番、星宏子議員。

○8番（星 宏子議員） ぜひ、よろしくお願い致します。

手話通訳者を非常勤で雇うとなるとまた大変になってくるのかなと思いますが、例えば、ボランティアで手話通訳をやりたいという方がいらっしゃったらそちらのほうを募ってもいいと思いますし、やり方はさまざまあると思いますので、そこ

は知恵を絞っていただいて、働きかけていただければと思います。ぜひ、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、公明クラブはSDGsをテーマに取り上げさせていただきました。誰ひとり取り残さない社会を実現するためにをモットーに、那須塩原市もこの理念にのっとった取り組みを推進していくことを願ひまして、以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（君島一郎議員） 以上で8番、星宏子議員の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（君島一郎議員） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時07分